

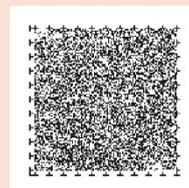
第3次 匝瑳市障害者計画

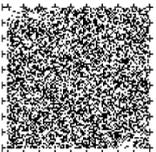
令和4年度～令和8年度

安心して、地域で暮らせるまちづくり



令和4年3月
匝瑳市
SOSA CITY





はじめに



本市では、平成29年3月に「安心して、地域で暮らせるまちづくり」を基本理念とし、令和3年度までの5年間を計画期間とした「第2次匝瑳市障害者計画」を策定し、各種福祉施策を推進してまいりました。

この間、わが国で開催されました東京2020パラリンピックでは、パラリンピアン活躍に世界中の人々が感動し、障がいに対する理解と共生社会実現を促す気付きをもたらしてくれました。

今日、障がいのある方を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少による社会構造の変化、多様化する福祉ニーズ、そして新型コロナウイルス感染症の拡大防止に注意を払う生活様式等、大きく変化しています。

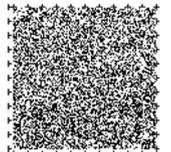
このような状況の下、新たに計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とする「第3次匝瑳市障害者計画」を策定しました。本計画では、これまでの基本理念を継承し、生活支援と雇用・就労、保健・医療、生活環境と安全・安心、療育・教育と文化芸術・スポーツ、差別の解消と権利擁護、情報・アクセシビリティの6つの施策を柱に様々な取組を推進することとしています。

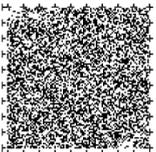
全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いの人格と個性を尊重しながら思いやり、共に支え合う、誰もが安心して地域で暮らせるまちを目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました匝瑳市障害者自立支援協議会委員の皆様並びに関係各位に心から厚くお礼を申し上げますとともに、今後ともご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

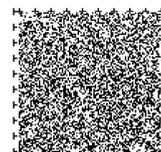
匝瑳市長 **宮内 康幸**



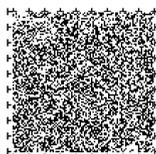


目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	障害者支援に関する近年の国の政策動向について	3
5	計画策定の経過等	5
第2章	匝瑳市の障がい者を取り巻く環境	6
1	統計データからみえる匝瑳市の現状	6
2	匝瑳市障がい者福祉に関するアンケート調査結果の概要	14
3	匝瑳市障がい者福祉に関するアンケート調査結果等からみえる課題	44
第3章	計画の基本的な考え方	50
1	市の目指すべき方向と計画の基本理念	50
2	施策展開の方向性	50
3	計画の体系	52
第4章	障がい者施策の展開	53
	施策の方向性1 生活支援と雇用・就労	53
	施策の方向性2 保健・医療	58
	施策の方向性3 生活環境と安全・安心	62
	施策の方向性4 療育・教育と文化芸術活動・スポーツ等	66
	施策の方向性5 差別の解消と権利擁護	70
	施策の方向性6 情報・アクセシビリティ	74



第5章 計画の推進に向けて	76
1 周知・広報.....	76
2 推進体制.....	76
3 進行管理.....	77
資料編	78
1 サービス見込み量総括表.....	78
2 用語解説.....	81



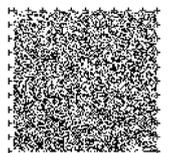
1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある方の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑多様化しており、全ての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができるまちづくりが重要となります。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある方の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障がいのある方に対する差別の禁止及び障がいのある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢者福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容等により、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。



昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え
るといった状況もみられ、総合的な支援を受けやすくする必要性が生じてきています。

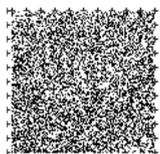
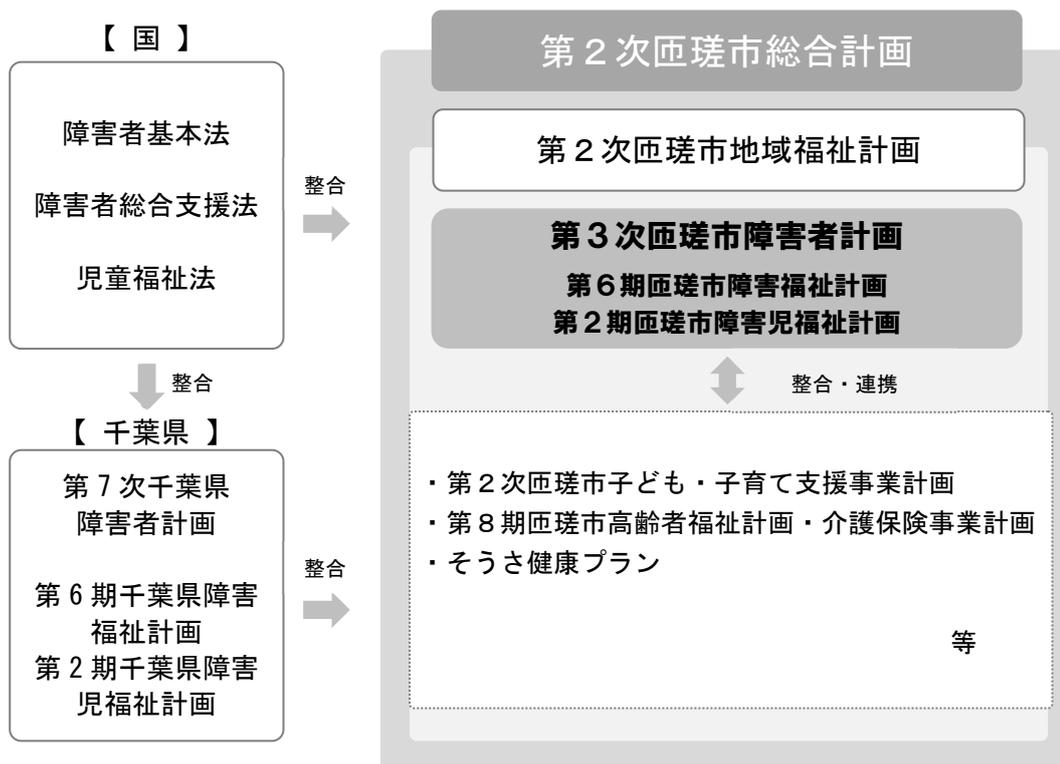
また、国の基本指針^{*}では、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から
令和5年度までの第6期障害福祉計画第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉
人材の確保や障害者の社会参加を支える取組が盛り込まれる等、見直しがされていま
す。

本市では、平成29年3月に策定した「第2次匝瑳市障がい者計画」の計画期間が令和
3年度をもって終了することから、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進して
いくため、令和4年度を初年度とした「第3次匝瑳市障がい者計画」（以下、「障がい者計
画」という。）を策定します。

※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な
指針（平成18年厚生労働省告示第395号）

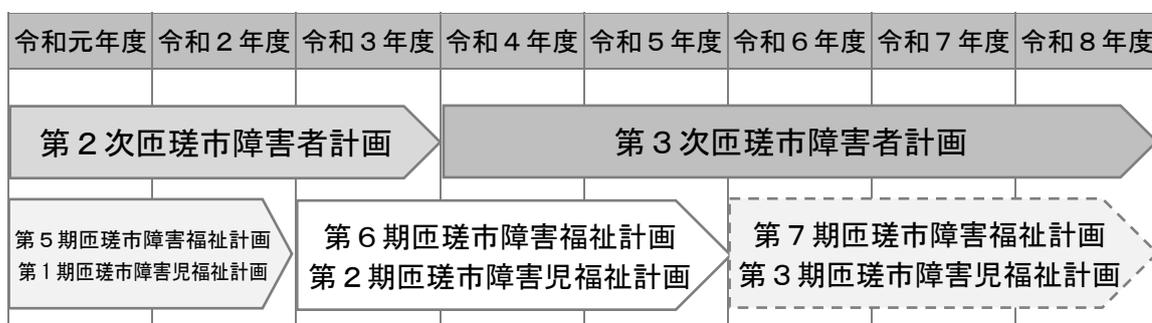
2 計画の位置付け

障がい者計画は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画
であり、市民、関係機関・団体、事業者、市（行政）が、それぞれに自主的かつ積極
的な活動を行うための指針となる計画で、障がい者基本法第11条第3項に基づく市町村
計画策定にあたっては、千葉県障がい者計画、千葉県障害福祉計画及び千葉県障害児福
祉計画並びに第2次匝瑳市総合計画における障がい者施策との整合性を図りました。



3 計画の期間

障害者計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。



4 障害者支援に関する近年の国の政策動向について

(1) 国の基本計画

① 障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

<基本理念>

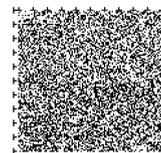
共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

<基本的方向>

1. 東京2020パラリンピックを契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

<総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障がいのある女性、子ども、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進



(2) 関係法の動向

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 (平成 29 年)

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設する等、住宅セーフティネット機能を強化する。

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 (平成 30 年)

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障がい者等に対する支援(鉄道駅利用者による声かけ等)を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる。

ウ 学校教育法等の一部改正 (平成 30 年)

- ・障がい等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる。

エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 (平成 30 年)

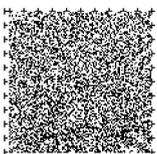
- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援等、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する。

オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律 (平成 30 年)

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた。

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正 (令和元年)

- ・国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定等の新たな制度の創設が盛り込まれた。



キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）

- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務等を明記するとともに、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された。

5 計画策定の経過等

（１）協議会等での検討

障害者計画の策定に当たり、障がい者団体、福祉・医療関係者、関係行政機関で構成する「匝瑳市障害者自立支援協議会」及び庁内の関係課長で構成する「匝瑳市障害者計画検討委員会」で検討しました。

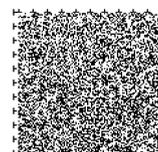
（２）匝瑳市障がい者福祉に関するアンケート調査の実施

障害者計画の策定に当たり、障がい者の日常生活の状況、障がい福祉施策に関する意見の把握等を目的にアンケート調査を実施し、調査結果の計画内容への反映を図りました。

また、障がい者のみならず、障がいのない市民の意識を把握するため、障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者以外の市民を対象にした調査も併せて実施しました。

（３）パブリックコメントの実施

令和4年2月3日から3月4日までの期間で、障害者計画の案を公表し、計画内容等に対して市民からの意見を広く募りました。



1 統計データからみえる匝瑳市の現状

(1) 人口と世帯の状況

① 人口と世帯数

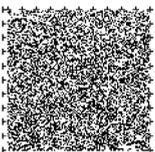
本市の総人口は減少傾向にあり、令和3年3月31日現在では35,349人となっています。一方で、世帯数は増加傾向にあり、14,734世帯となっています。

人口と世帯数の推移

単位：人、世帯

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
総人口	37,524	36,969	36,466	35,881	35,349
0-14 歳	4,042	3,926	3,782	3,646	3,512
15-64 歳	21,336	20,769	20,334	19,867	19,424
65 歳以上	12,146	12,274	12,350	12,368	12,413
世帯数	14,468	14,526	14,565	14,642	14,734

資料：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）



(2) 障がい者の状況

① 障がい者数の推移

本市の障がい者数は平成31年までは増加傾向にありましたが、令和2年で減少し、令和3年には、1,760人となっています。障がい別にみると、知的障がい者、精神障がい者は増加傾向にあります。

障がい者数の推移（手帳所持者）

単位：人、%

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
身体障がい者（身体障害者手帳）	1,288	1,271	1,250	1,229	1,205
知的障がい者（療育手帳）	275	286	288	295	307
精神障がい者 （精神障害者保健福祉手帳）	193	213	237	247	248
合計	1,756	1,770	1,775	1,771	1,760
総人口	37,524	36,969	36,466	35,881	35,349
障害者手帳所持者数の割合	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0

資料：市福祉課（各年4月1日現在）
総人口は「住民基本台帳人口」（各年3月31日現在）

② 身体障がい者の状況

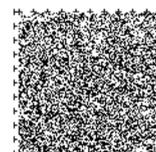
本市の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和3年4月1日現在では1,205人となっています。年齢別にみると、いずれの年も「65歳以上」が6割を占めていますが、平成29年以降、全体的に減少傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
18歳未満	27	28	25	25	23
18～64歳	403	395	374	358	351
65歳以上	853	848	851	846	831
合計	1,288	1,271	1,250	1,229	1,205

資料：市福祉課（各年4月1日現在）



障がい種別にみると、「視覚障がい」、「音声・言語・咀嚼機能障がい」、「肢体不自由」は減少傾向、「聴覚・平衡機能障がい」は横ばいで推移しているのに対し、「内部障がい」は、平成31年以降増加しています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種別）

単位：人

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
視覚障がい	91	91	87	89	86
聴覚・平衡機能障がい	85	85	84	86	85
音声・言語・咀嚼機能障がい	19	17	17	16	13
肢体不自由	704	694	661	636	617
内部障がい	389	384	401	402	404
合計	1,288	1,271	1,250	1,229	1,205

資料：市福祉課（各年4月1日現在）

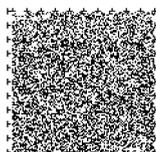
等級別にみると、いずれの年も「1級」が最も多く、令和3年では454人となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
重度	1級	475	464	458	449	454
	2級	236	243	230	226	216
中度	3級	176	168	172	167	151
	4級	277	268	266	266	264
軽度	5級	60	60	57	54	54
	6級	64	68	67	67	66
合計		1,288	1,271	1,250	1,229	1,205

資料：市福祉課（各年4月1日現在）



障がい種別と等級の関係をみると、令和3年では「1級」では「内部障がい」が最も多く274人となっており、その他の等級ではいずれも「肢体不自由」が最も多くなっています。

障がい種別と等級の状況（令和3年）

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	38	30	4	5	8	1	86
聴覚・平衡機能障がい	5	25	12	13	0	30	85
音声・言語 咀嚼機能障がい	1	0	7	5	-	-	13
肢体不自由	136	158	96	146	46	35	617
内部障がい	274	3	32	95	-	-	404
合計	454	216	151	264	54	66	1,205

資料：市福祉課（4月1日現在）

③ 知的障がい者の状況

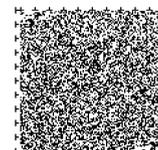
本市の療育手帳所持者数は、年々増加しており、令和3年で307人となっています。障がい程度別にみると、平成29年と比較して令和3年では「軽度の18歳未満」が1.4倍増加しています。

療育手帳所持者数の推移

単位：人

		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
重度	18歳未満	20	21	19	17	16
	18歳以上	103	102	103	104	106
	計	123	123	122	121	122
中度	18歳未満	19	20	21	19	16
	18歳以上	49	52	56	57	62
	計	68	72	77	76	78
軽度	18歳未満	33	35	35	41	47
	18歳以上	51	56	54	57	60
	計	84	91	89	98	107
合計	18歳未満	72	76	75	77	79
	18歳以上	203	210	213	218	228
	計	275	286	288	295	307

資料：市福祉課（各年4月1日現在）



④ 精神障がい者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和3年4月1日現在で248人となっています。

障がい程度別にみると、いずれの年も「2級（中度）」が最も多く、令和3年で151人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
1 級（重度）	33	36	36	37	38
2 級（中度）	116	130	148	151	151
3 級（軽度）	44	47	53	59	59
合計	193	213	237	247	248

資料：市福祉課（各年4月1日現在）

本市の精神障がいによる自立支援医療費受給者数は、平成29年から令和3年にかけて227人増加しています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

単位：人

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
受給者数	443	527	571	615	670

資料：海匠健康福祉センター事業年報（各年4月1日現在）

⑤ その他の障がい等の状況

特定疾患医療の受給者証交付数の推移をみると、平成29年から平成30年にかけて減少しましたが、その後増加し、令和3年3月31日現在で280人となっています。

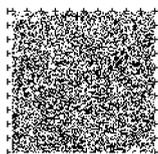
小児慢性特定疾患医療の受給者証交付数については、平成30年から令和2年にかけて減少しましたが、その後増加し、令和3年で34人となっています。

特定疾患医療受給者証交付数の推移

単位：人

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
特定疾患医療	283	240	248	249	280
小児慢性特定疾患医療	31	32	28	27	34

資料：海匠健康福祉センター（各年3月31日現在）



(3) 教育・保育の状況

① 小学校

障がいのある児童の在籍状況をみると、令和3年の特別支援学級(市内公立小学校)に在籍する児童は140人、特別支援学校に在籍する児童は25人となっています。

平成29年と比較すると、ともに在籍児童数が増加しています。

特別支援学級・特別支援学校の在籍児童数の推移

単位：人

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
特別支援学級 (市内公立小学校)	136	127	135	148	140
特別支援学校	17	23	23	22	25
肢体不自由	—	—	—	—	—
病弱	—	—	—	—	—
知的障がい	17	23	23	22	25
視覚・聴覚	—	—	—	—	—
合計	153	150	158	170	165

資料：市学校教育課（各年5月1日現在）

② 中学校

障がいのある生徒の在籍状況をみると、令和3年の特別支援学級(市内公立中学校)に在籍する生徒は65人、特別支援学校に在籍する生徒は21人となっています。

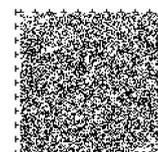
平成29年と比較すると、ともに在籍生徒数が増加しています。

特別支援学級・特別支援学校の在籍生徒数の推移

単位：人

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
特別支援学級 (市内公立中学校)	40	44	52	56	65
特別支援学校	13	8	14	21	21
肢体不自由	1	1	—	—	—
病弱	—	—	—	—	—
知的障がい	12	7	14	21	21
視覚・聴覚	—	—	—	—	—
合計	53	52	66	77	86

資料：市学校教育課（各年5月1日現在）



③ 保育施設等

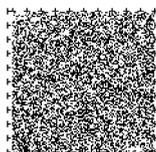
障がいのある児童の保育施設等の利用状況をみると、保育園は令和3年で14人、放課後児童クラブは53人となっています。

保育施設等における障がい児利用数の推移

単位：人

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
保育園	14	13	12	14	14
放課後児童クラブ	40	32	45	50	53
合計	54	45	57	64	67

資料：市福祉課・学校教育課（各年4月1日現在）



(4) 雇用・就労の状況

① 障がい者の雇用状況

銚子公共職業安定所管内に本社を置く民間企業のうち、障がい者の実雇用率2.0%（障害者雇用促進法の法定雇用率）が適用される常用労働者数50人以上規模の一般の民間企業は、令和3年6月1日現在100社あり、そのうちの68%の企業が法定雇用率を達成しており、全国・千葉県の水準を上回っています。

民間企業における障がい者雇用状況を見ると、雇用数は増加傾向にあり、令和3年の実雇用率は2.59%と、全国・千葉県の水準を上回っています。

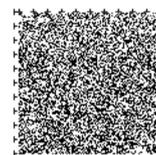
管内の民間企業における障がい者雇用状況

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
企業数（社）	80	91	97	96	100
法定雇用算定基礎労働者数（人） ※ 1	13,153	13,970	14,586	14,809	14,965
障がい者雇用数（人）※ 2	316	328	353	391	388
実雇用率（%）	2.40	2.35	2.42	2.64	2.59
☆参考：千葉県（%）	1.91	2.02	2.11	2.12	2.15
☆参考：全国（%）	1.97	2.05	2.11	2.15	2.20
法定雇用率達成企業の割合（%）	76.2	65.9	74.2	76.0	68.0
☆参考：千葉県（%）	54.5	49.4	51.6	51.9	49.0
☆参考：全国（%）	50.0	45.9	48.0	48.6	47.0

資料：銚子公共職業安定所（各年6月1日現在）

※ 1 法定雇用算定基礎労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数である。

※ 2 ・ 重度身体障がい者又は重度知的障がい者（短時間労働者以外）については、その1人の雇用をもって、2人の身体障がい者または知的障がい者を雇用しているものとしてカウントされる。
・ 重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）である場合は1人分としてカウント、常用労働者及び障がい者が短時間労働者の場合は0.5人分としてカウントされる。



2 匝瑳市障がい者福祉に関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

「匝瑳市障害者計画」の見直しを行うに当たり、市民の皆様の意識や障がい者福祉に関するご意見等を把握し、計画策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

(2) 調査対象

一般市民：匝瑳市在住の障害者手帳を所持されていない方の中から無作為抽出
障がい者：障害者手帳を所持されている方、自立支援医療を受給されている方の中から無作為抽出

(3) 調査期間

令和3年2月3日から同月19日まで

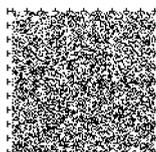
(4) 調査方法

郵送による配布・回収

(5) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
健常者	250通	132通	52.8%
障がい者	1,100通	641通	58.3%
身体障がい者	800通	489通	61.1%
知的障がい者	200通	107通	53.5%
精神障がい者	100通	52通	52.0%

※手帳所持が重複している方がいるため、合計数は一致しません。



(6) 調査の主な結果

※複数回答が可能な設問の場合、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。

※平成 28 年度調査では、障がい者全体での集計はしていません。

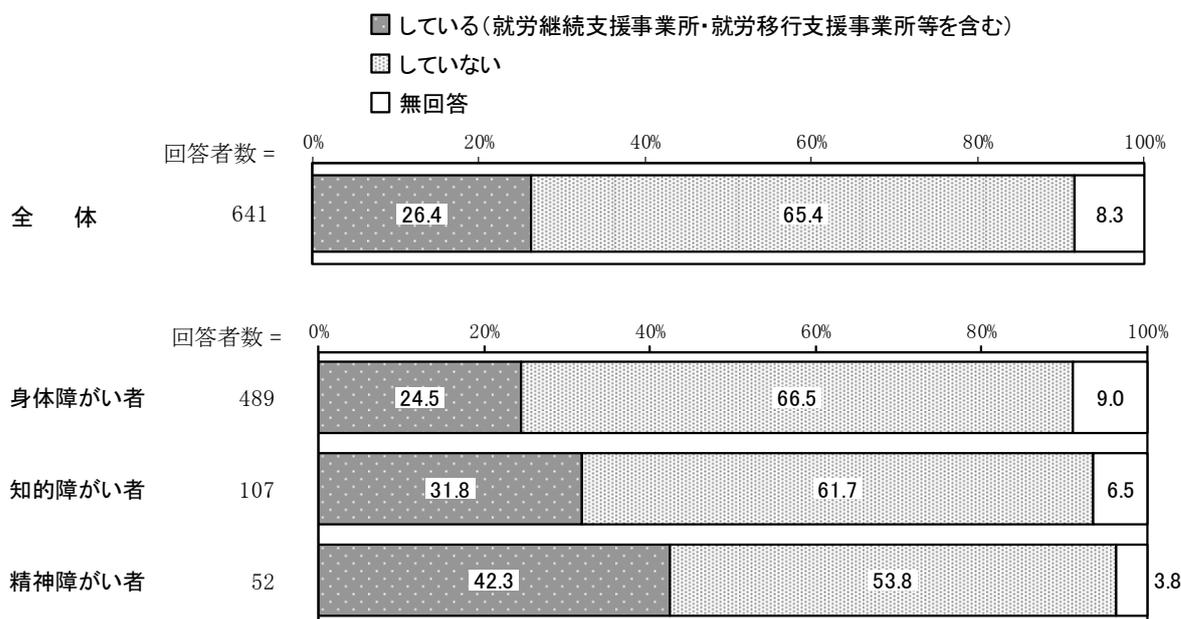
① 就労状況について

「あなたは現在仕事をしていますか。」について、「している（就労継続支援事業所・就労移行支援事業所等を含む）」の割合が26.4%、「していない」の割合が65.4%となっています。

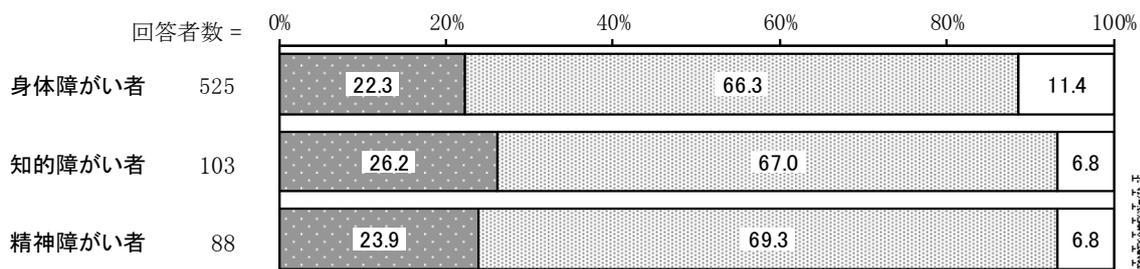
障がいの状況別でみると、他に比べ、精神障がい者で「している（就労継続支援事業所・就労移行支援事業所等を含む）」の割合が高くなっています。

平成28年度調査と比較すると、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の全てで「している（就労継続支援事業所・就労移行支援事業所等を含む）」の割合が増加しています。

就労状況



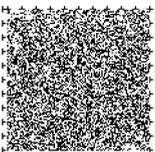
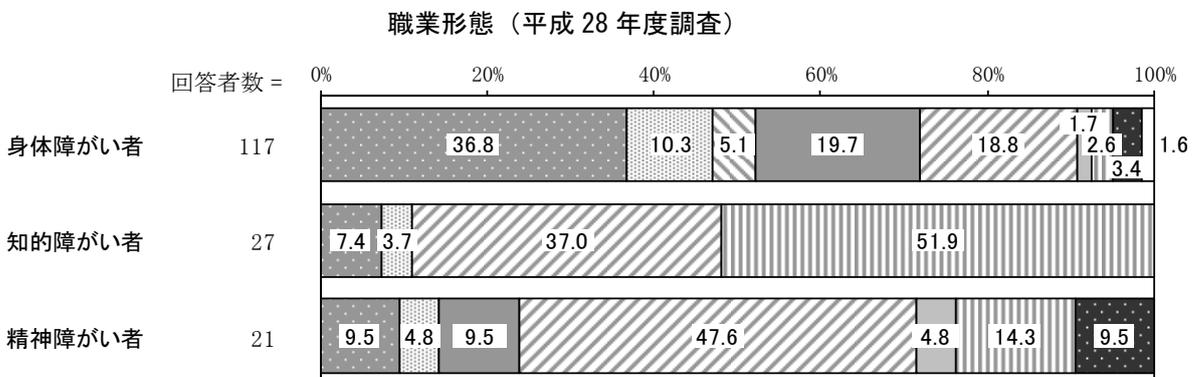
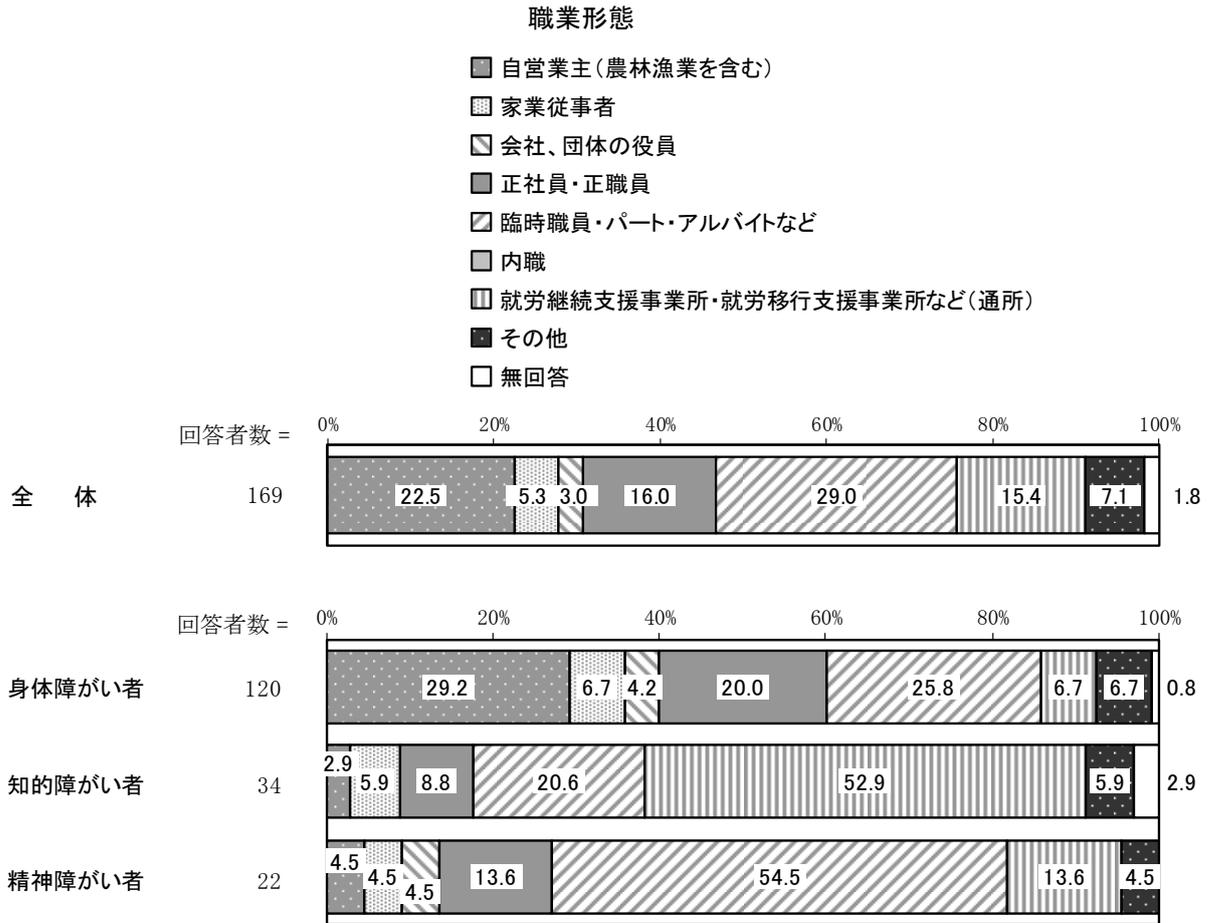
就労状況（平成 28 年度調査）



② 職業形態について

職業形態については、「臨時職員・パート・アルバイト等」の割合が29.0%と最も高く、次いで「自営業主（農林漁業を含む）」の割合が22.5%、「正社員・正職員」の割合が16.0%となっています。

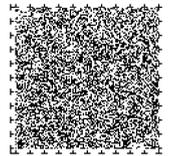
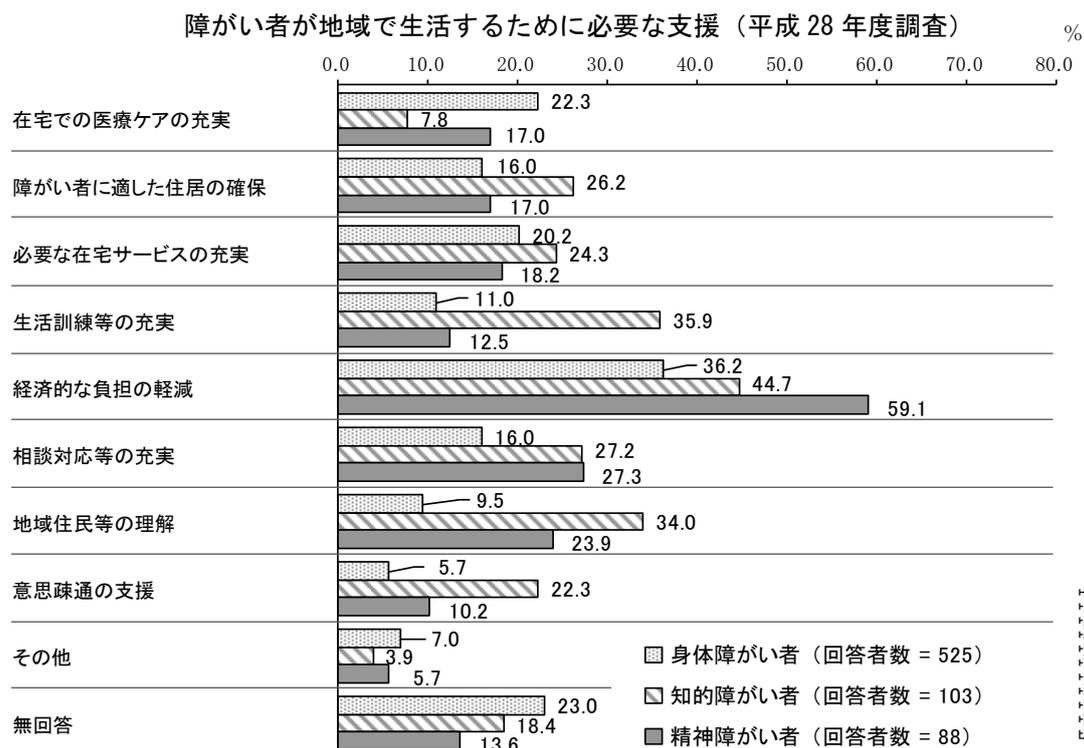
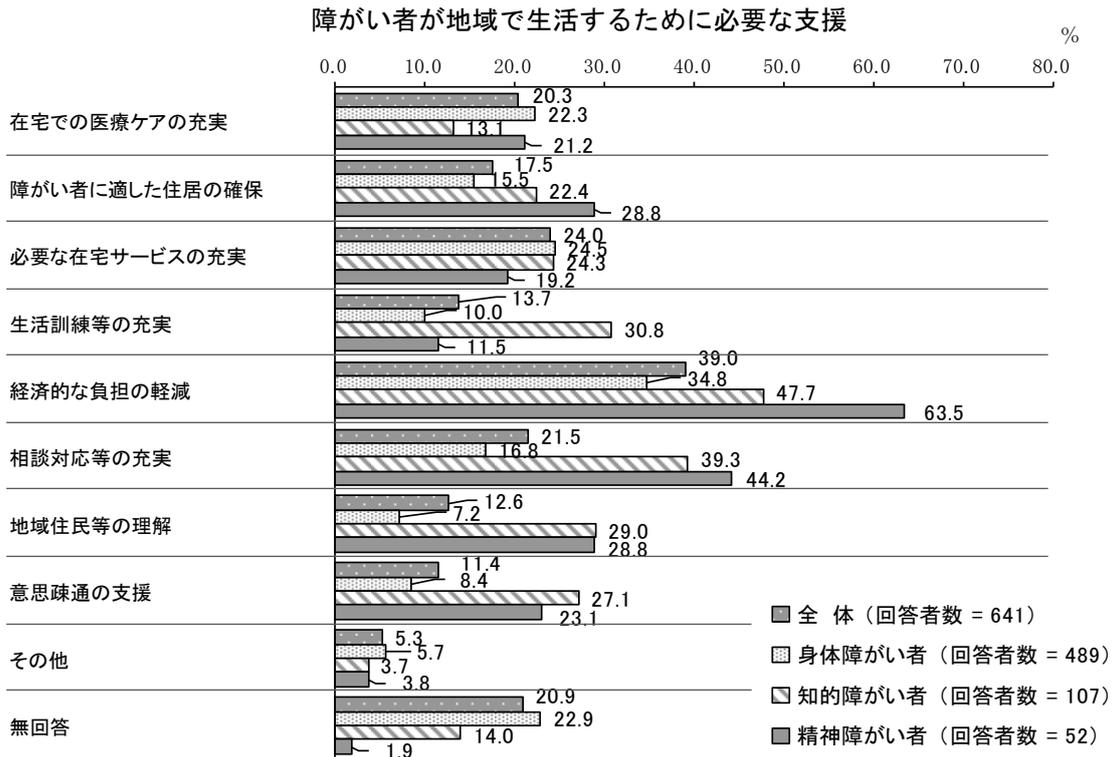
平成28年度調査と比較すると、知的障がい者で「正社員・正職員」の割合が増加し、「臨時職員・パート・アルバイトなど」の割合が減少しています。



③ 障がい者施策や支援について

「障がい者が地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。」について、「経済的な負担の軽減」の割合が39.0%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスの充実」の割合が24.0%、「相談対応等の充実」の割合が21.5%となっています。

平成28年度調査と比較すると、知的障がい者と精神障がい者で「相談対応等の充実」の割合が増加しています。

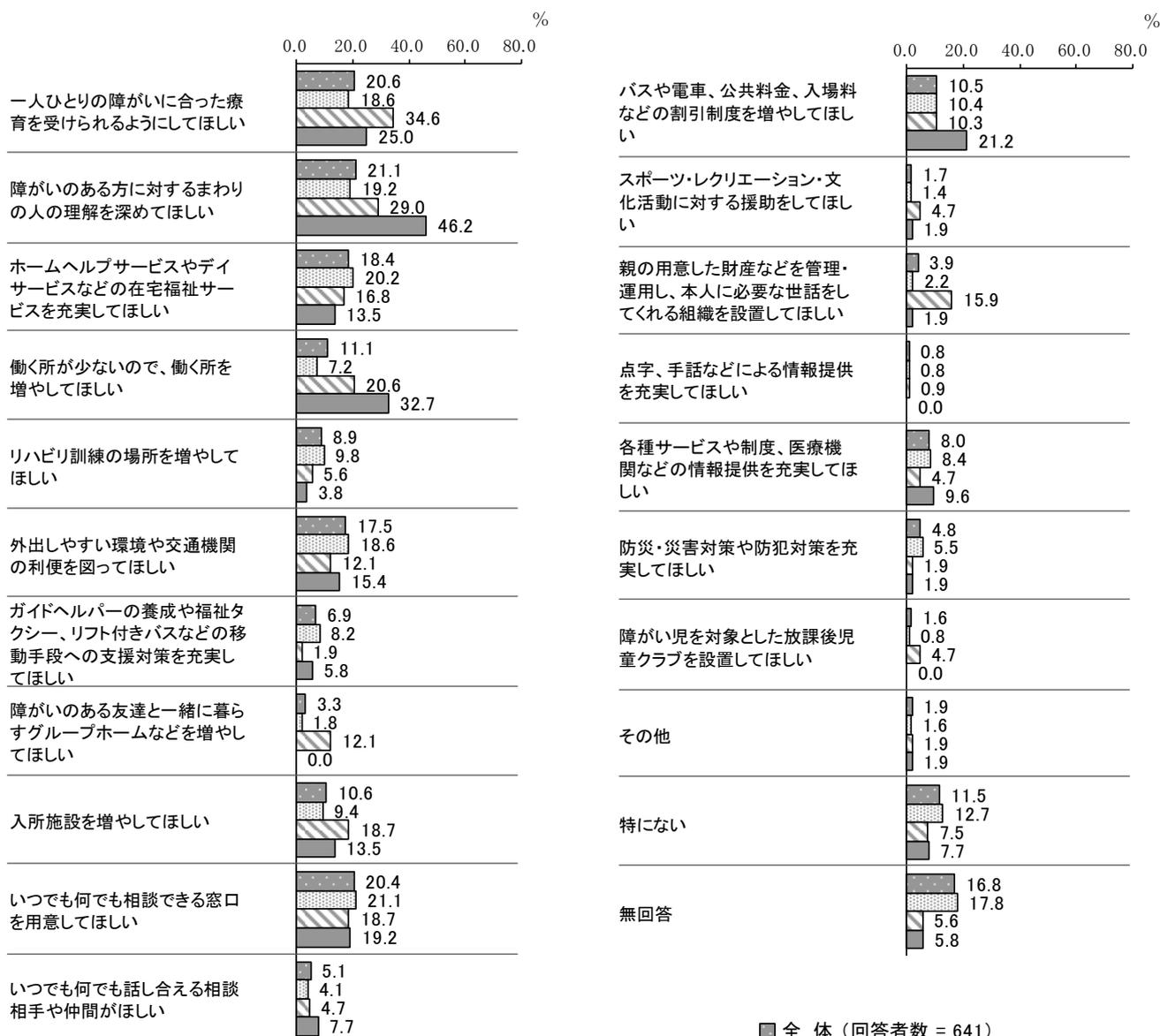


④ 自立した生活を送るために望むこと

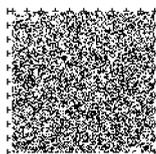
「障がいのある方が自立した生活を送るため、特に望むことはどのようなことですか。」について、「障がいのある方に対するまわりの人の理解を深めてほしい」の割合が21.1%と最も高く、次いで「一人ひとりの障がいに合った療育を受けられるようにしてほしい」の割合が20.6%、「いつでも何でも相談できる窓口を用意してほしい」の割合が20.4%となっています。

平成28年度調査と比較すると、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の全てで「ホームヘルプサービスやデイサービスなどの在宅福祉サービスを充実してほしい」の割合が増加しています。

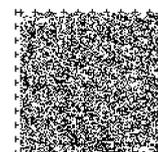
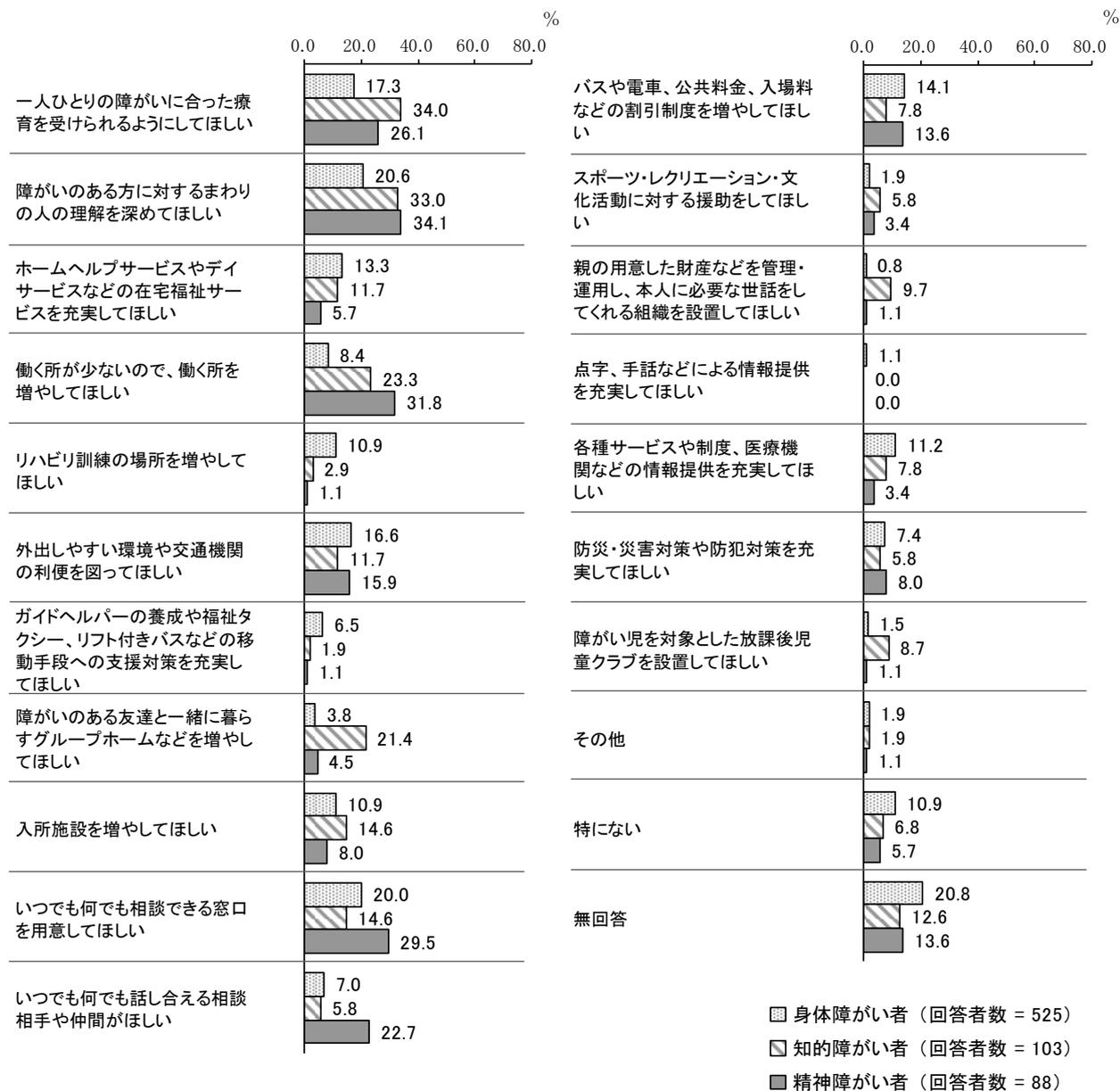
自立した生活を送るために望むこと



■ 全体（回答者数 = 641）
 ■ 身体障がい者（回答者数 = 489）
 ■ 知的障がい者（回答者数 = 107）
 ■ 精神障がい者（回答者数 = 52）



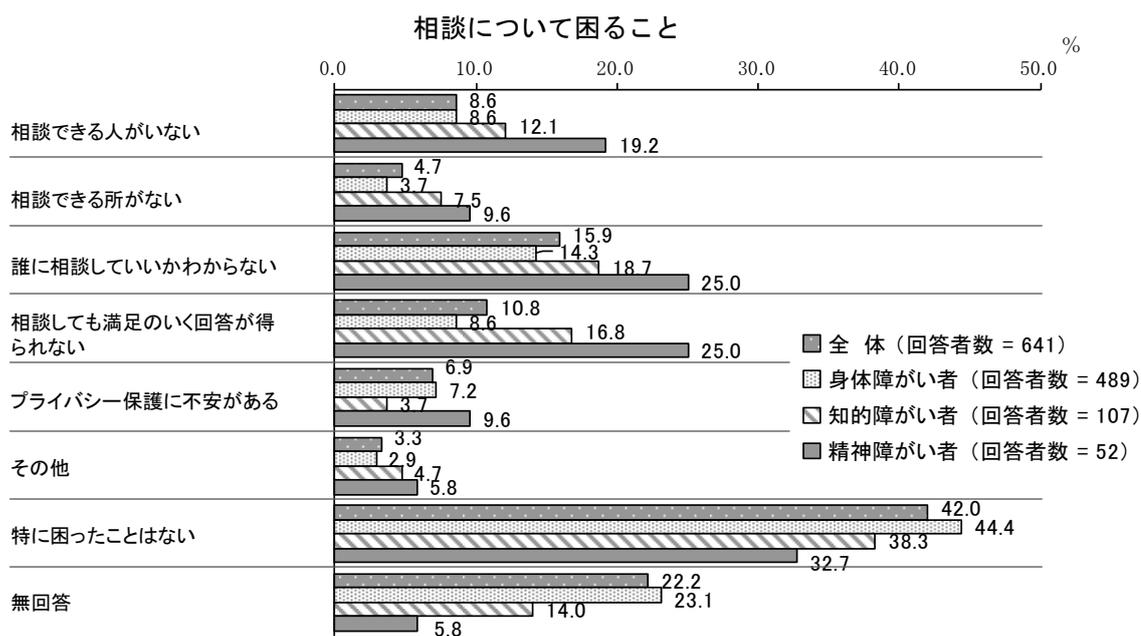
自立した生活を送るために望むこと（平成 28 年度調査）



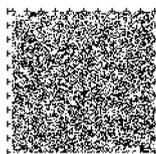
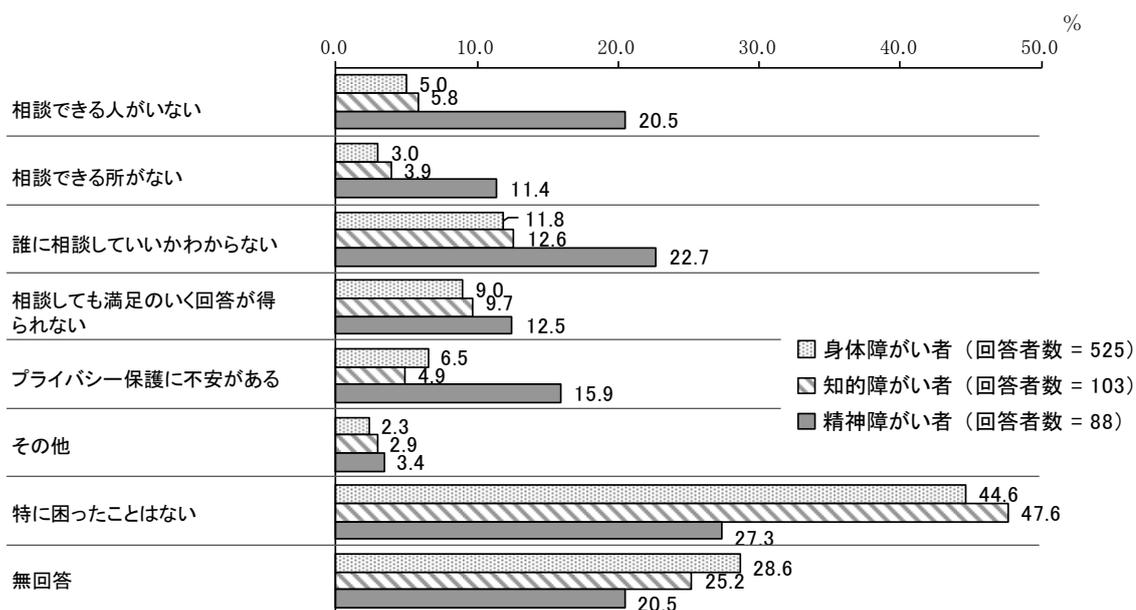
⑤ 相談について困ること

「相談について困ることがありますか。」について、「特に困ったことはない」の割合が42.0%と最も高く、次いで「誰に相談していいかわからない」の割合が15.9%、「相談しても満足いく回答が得られない」の割合が10.8%となっています。

平成28年度調査と比較すると、知的障がい者と精神障がい者で「相談しても満足いく回答が得られない」の割合が増加しています。



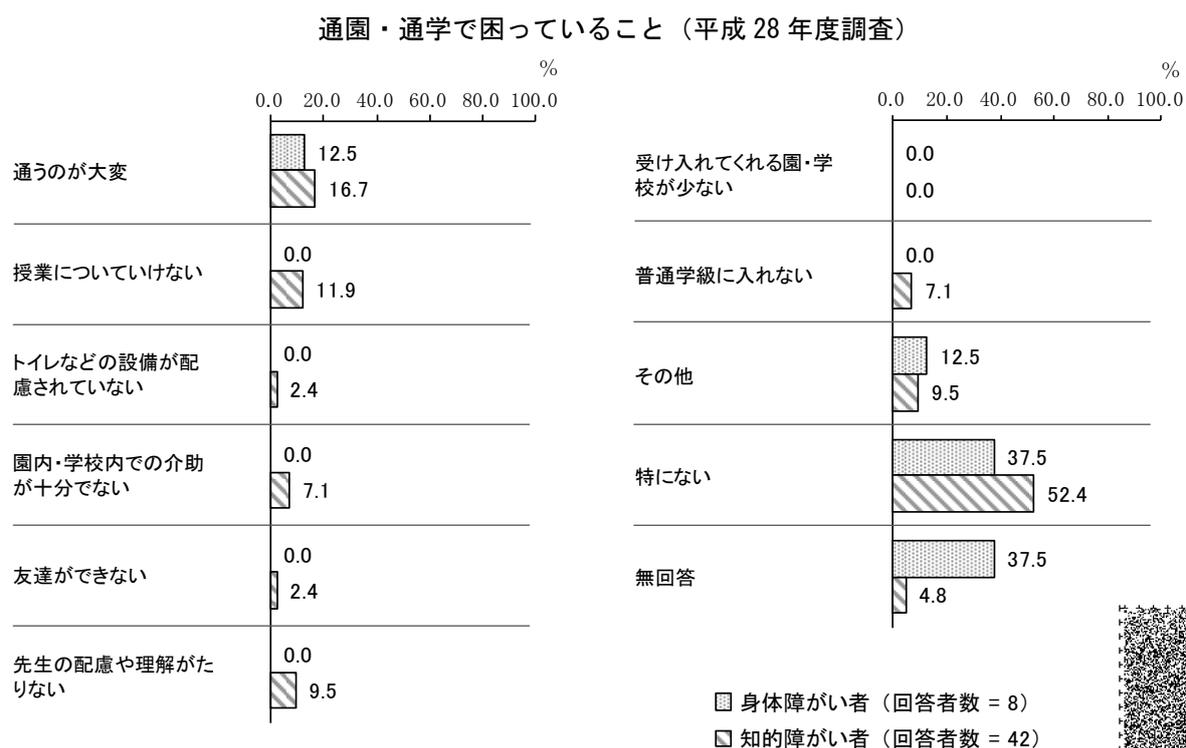
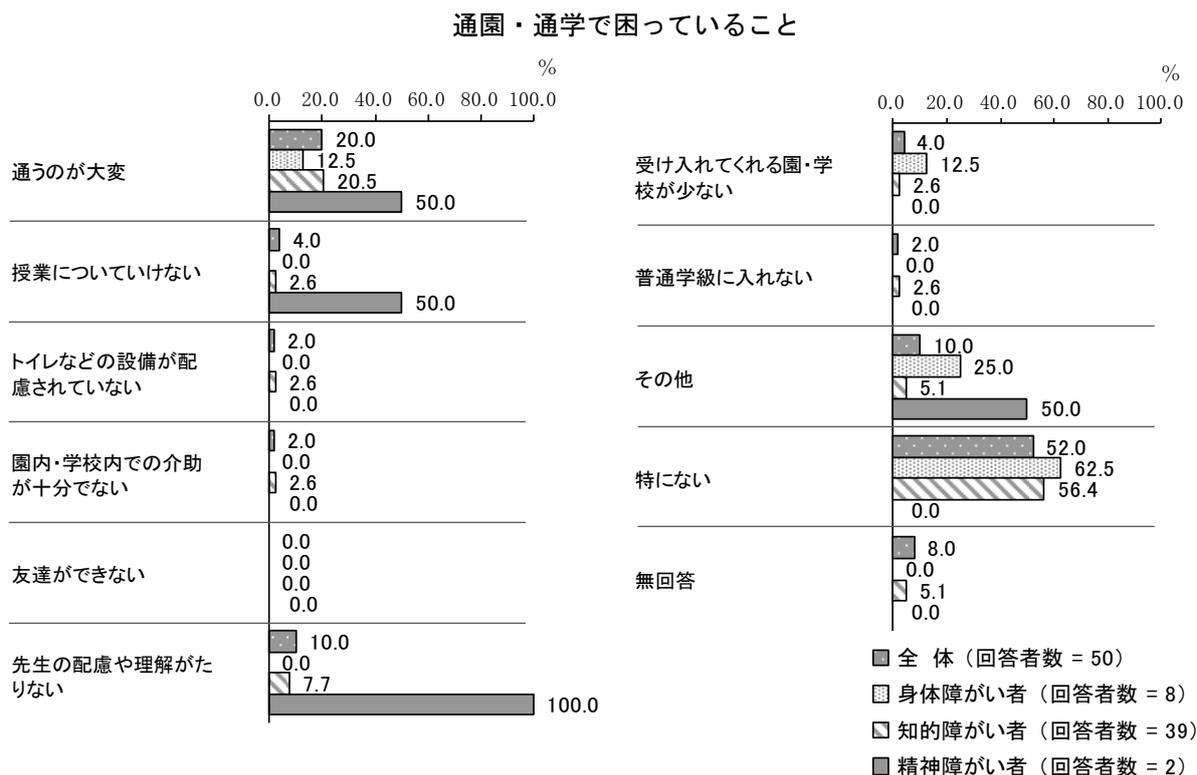
相談について困ること（平成28年度調査）



⑥ 通園・通学で困っていること

「通園・通学して困っていることはありますか。」について、「特にない」の割合が52.0%と最も高く、次いで「通うのが大変」の割合が20.0%、「先生の配慮や理解がたりない」の割合が10.0%となっています。

平成28年度調査と比較すると、知的障がい者で「受け入れてくれる園・学校が少ない」の割合が増加しています。

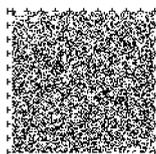
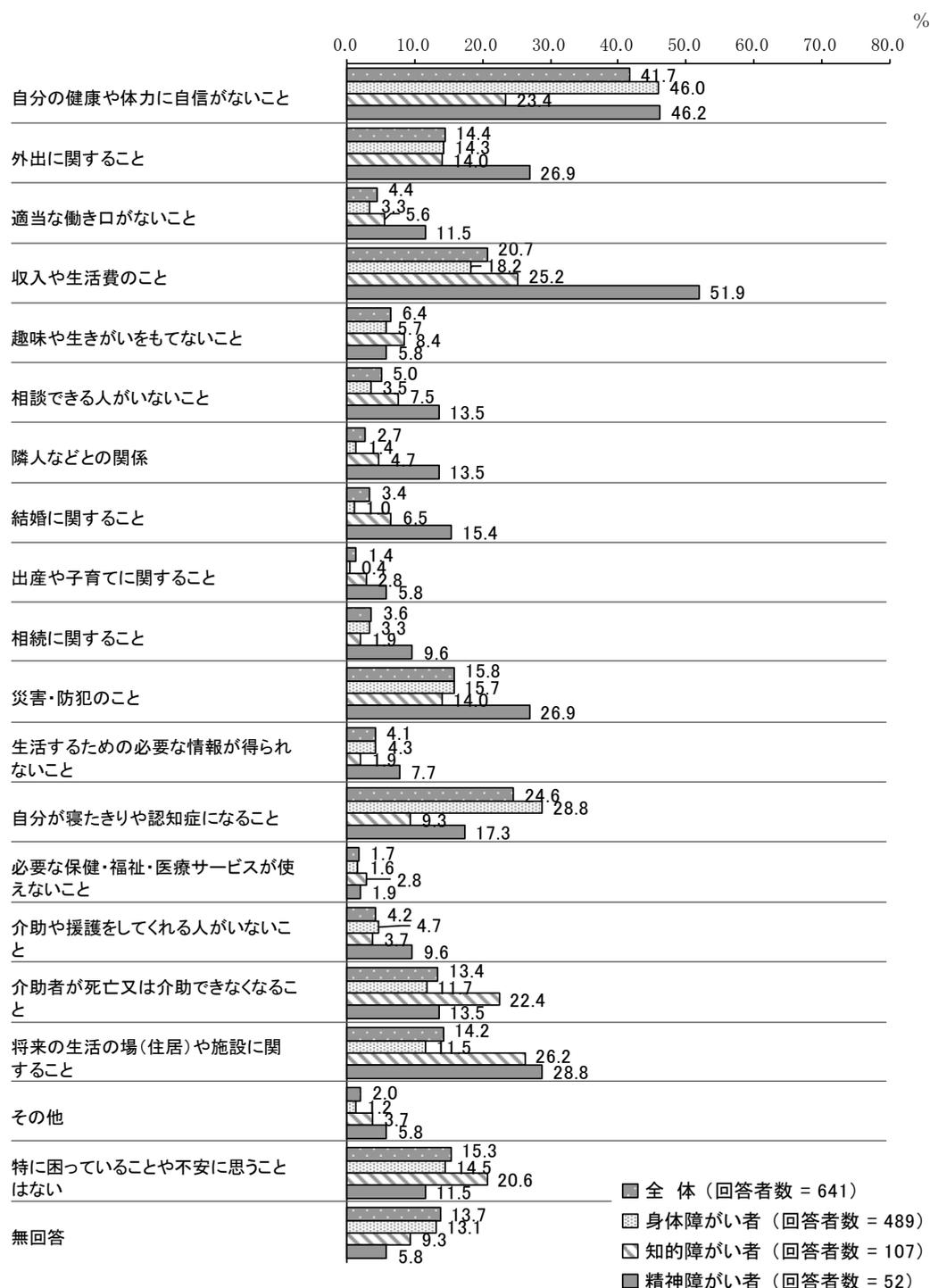


⑦ 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

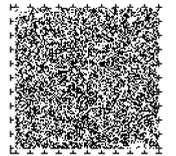
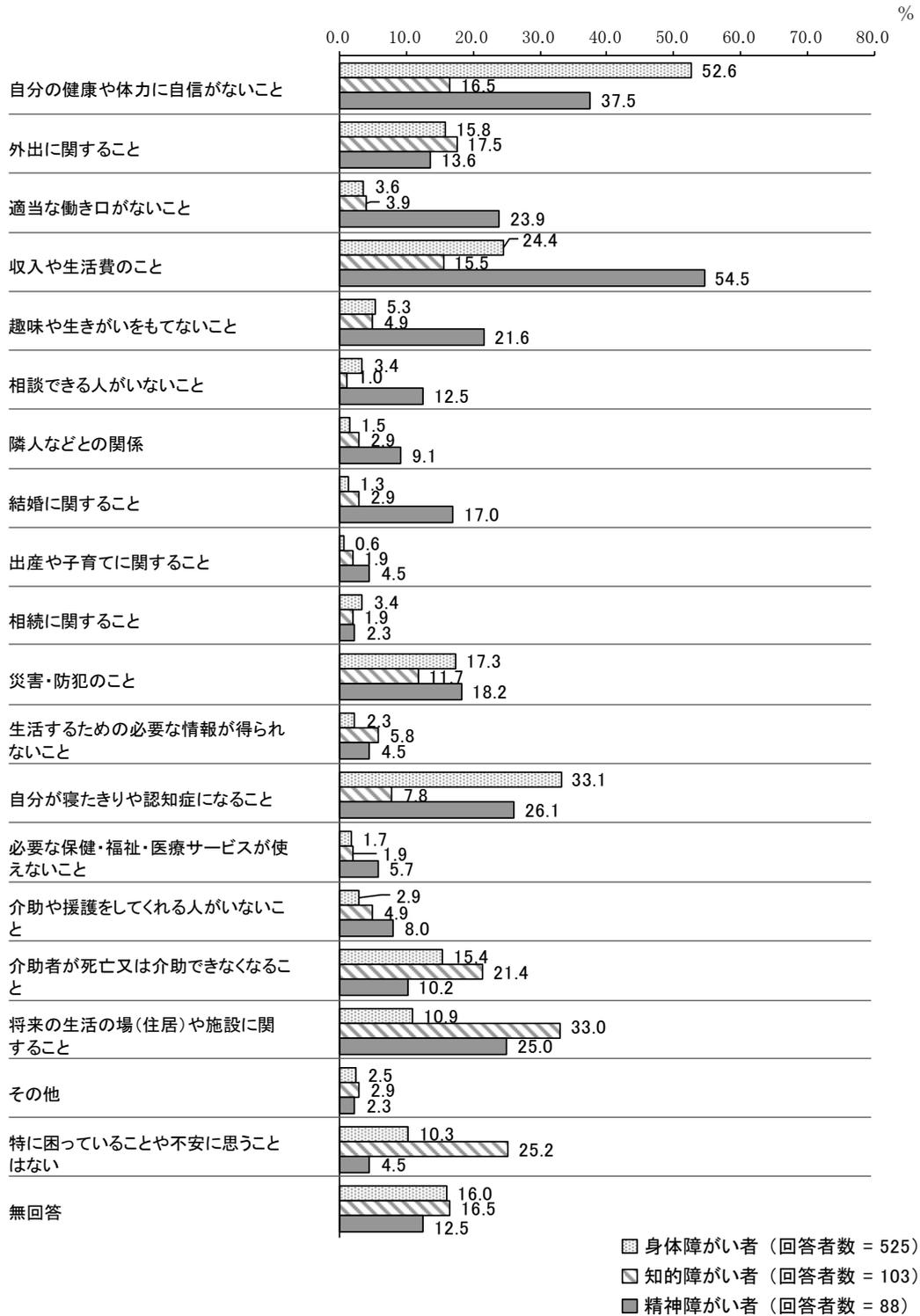
「現在の生活で困っていることや不安に思っていることは何ですか。」について、「自分の健康や体力に自信がないこと」の割合が41.7%と最も高く、次いで「自分が寝たきりや認知症になること」の割合が24.6%、「収入や生活費のこと」の割合が20.7%となっています。

平成28年度調査と比較すると、精神障がい者で「外出に関すること」の割合が増加しています。

現在の生活で困っていることや不安に思っていること



現在の生活で困っていることや不安に思っていること（平成 28 年度調査）



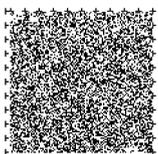
【障がいや難病の状況別】

「障がいや難病の状況別」にみると、精神障がい者において、「収入や生活費のこと」の割合が51.9%、発達障がいをもつ方において、「将来の生活の場（住居）や施設に関すること」の割合が43.1%と高いものとなっています。

単位：%

区分	有効回答数（件）	自分の健康や体力に自信がないこと	外出に関すること	適当な働き口がないこと	収入や生活費のこと	趣味や生きがいをもてないこと	相談できる人がいないこと	隣人等との関係	結婚に関すること	出産や子育てに関すること	相続に関すること
身体障害者手帳	489	46.0	14.3	3.3	18.2	5.7	3.5	1.4	1.0	0.4	3.3
療育手帳	107	23.4	14.0	5.6	25.2	8.4	7.5	4.7	6.5	2.8	1.9
精神障害者保健福祉手帳	52	46.2	26.9	11.5	51.9	5.8	13.5	13.5	15.4	5.8	9.6
自立支援医療の受給	75	41.3	21.3	10.7	49.3	5.3	13.3	10.7	13.3	4.0	8.0
重度心身障害者医療費助成	152	48.7	14.5	5.9	20.4	10.5	4.6	1.3	2.6	3.9	2.6
難病（特定疾患）認定	58	51.7	19.0	3.4	19.0	8.6	3.4	1.7	1.7	—	5.2
発達障がいの診断	51	25.5	23.5	3.9	25.5	11.8	15.7	9.8	9.8	3.9	3.9
高次脳機能障がいの診断	22	45.5	9.1	13.6	40.9	4.5	9.1	4.5	9.1	—	13.6
障害支援区分認定	33	39.4	33.3	6.1	24.2	6.1	6.1	—	9.1	9.1	—
介護保険の要介護認定	143	53.1	21.0	1.4	16.1	10.5	4.2	1.4	—	—	4.9

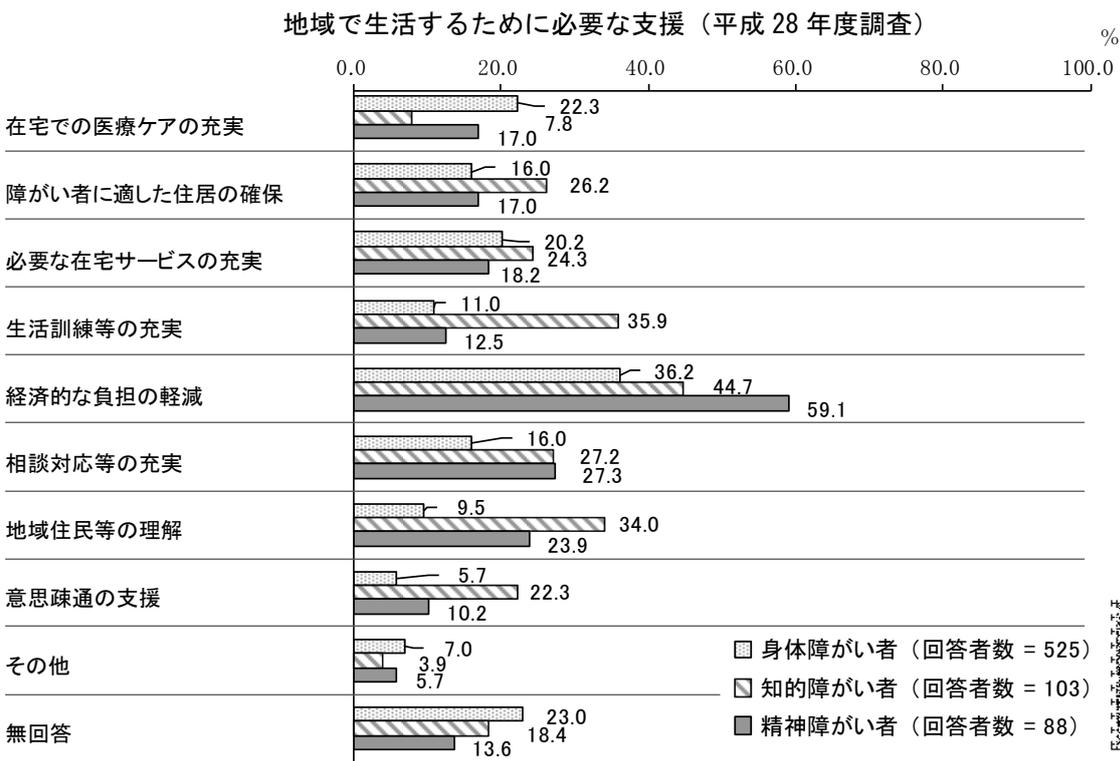
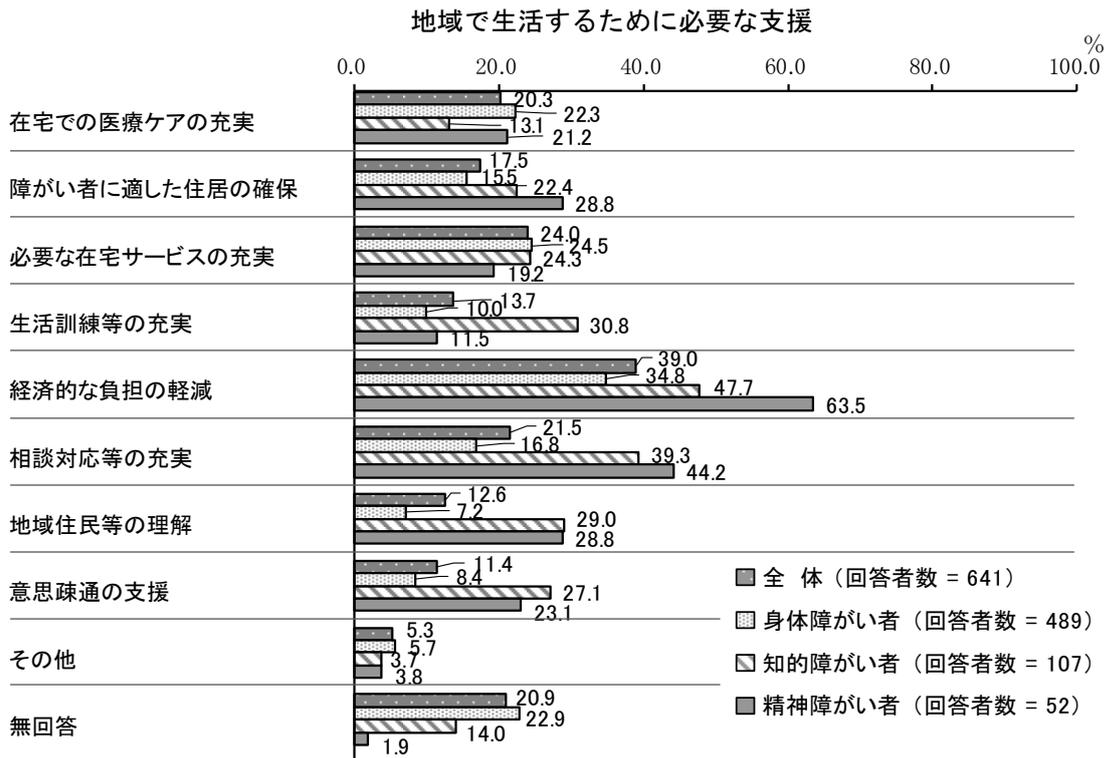
区分	災害・防犯のこと	生活するための必要な情報が得られないこと	自分が寝たりや認知症になること	必要な保健・福祉・医療サービスが使えないこと	介助や援護をしてくれる人がいないこと	介助者が死亡または介助できなくなる	将来の生活の場（住居）や施設に関する	その他	特に困っていることや不安に思うことはない	無回答
身体障害者手帳	15.7	4.3	28.8	1.6	4.7	11.7	11.5	1.2	14.5	13.1
療育手帳	14.0	1.9	9.3	2.8	3.7	22.4	26.2	3.7	20.6	9.3
精神障害者保健福祉手帳	26.9	7.7	17.3	1.9	9.6	13.5	28.8	5.8	11.5	5.8
自立支援医療の受給	22.7	9.3	20.0	—	5.3	9.3	24.0	4.0	6.7	13.3
重度心身障害者医療費助成	22.4	5.9	28.9	2.6	5.9	19.7	20.4	2.0	7.2	12.5
難病（特定疾患）認定	17.2	3.4	31.0	1.7	6.9	17.2	13.8	3.4	10.3	8.6
発達障がいの診断	23.5	2.0	9.8	2.0	7.8	23.5	43.1	5.9	17.6	7.8
高次脳機能障がいの診断	22.7	—	9.1	—	—	22.7	18.2	9.1	4.5	13.6
障害支援区分認定	24.2	3.0	15.2	6.1	6.1	36.4	27.3	3.0	6.1	3.0
介護保険の要介護認定	13.3	4.9	35.0	2.8	5.6	18.9	14.0	2.1	8.4	14.7



⑧ 地域で生活するために必要な支援

「地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。」について、「経済的な負担の軽減」の割合が39.0%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスの充実」の割合が24.0%、「相談対応等の充実」の割合が21.5%となっています。

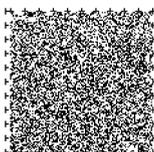
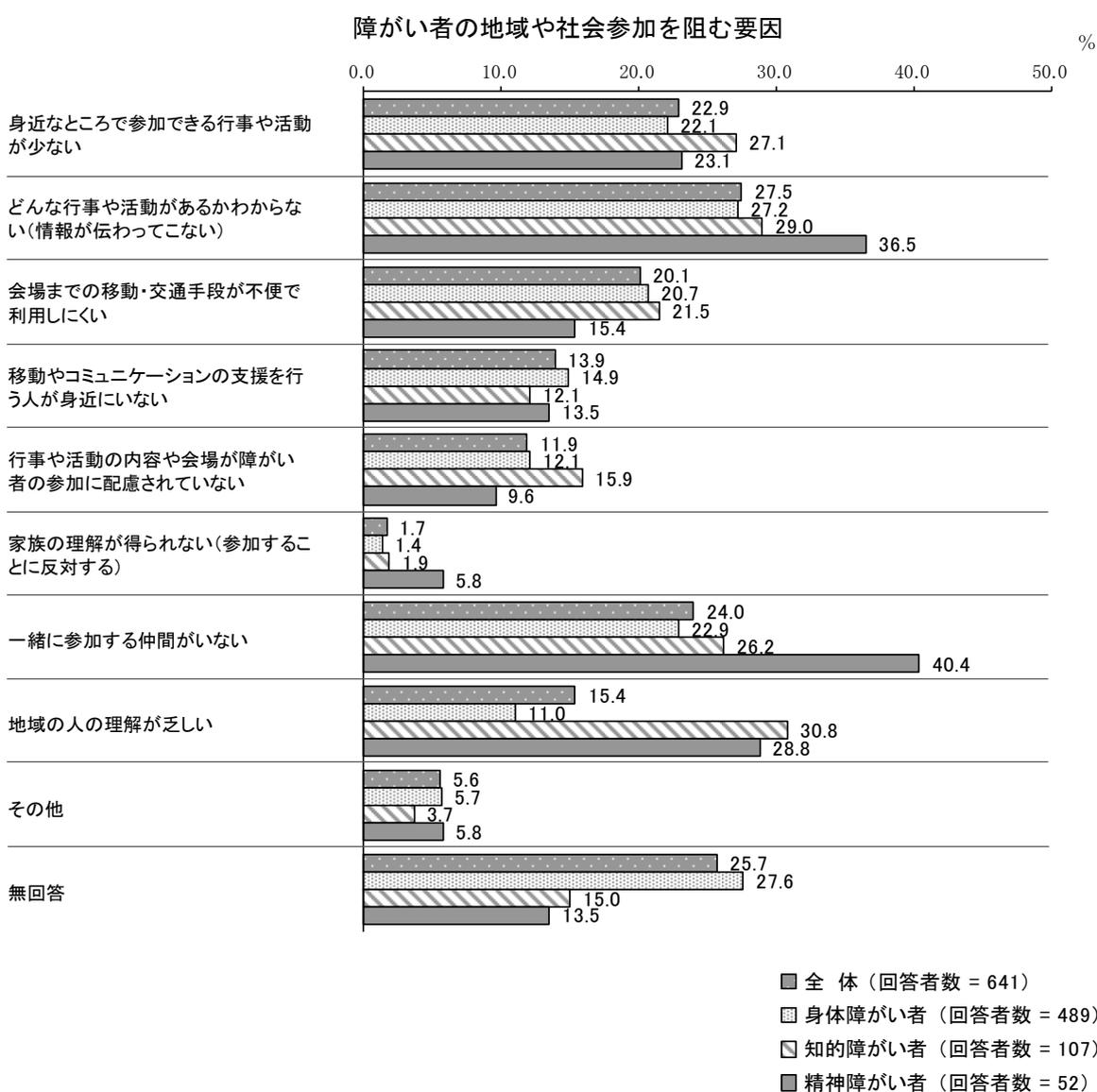
平成28年度調査と比較すると、知的障がい者と精神障がい者で「相談対応等の充実」の割合が増加しています。



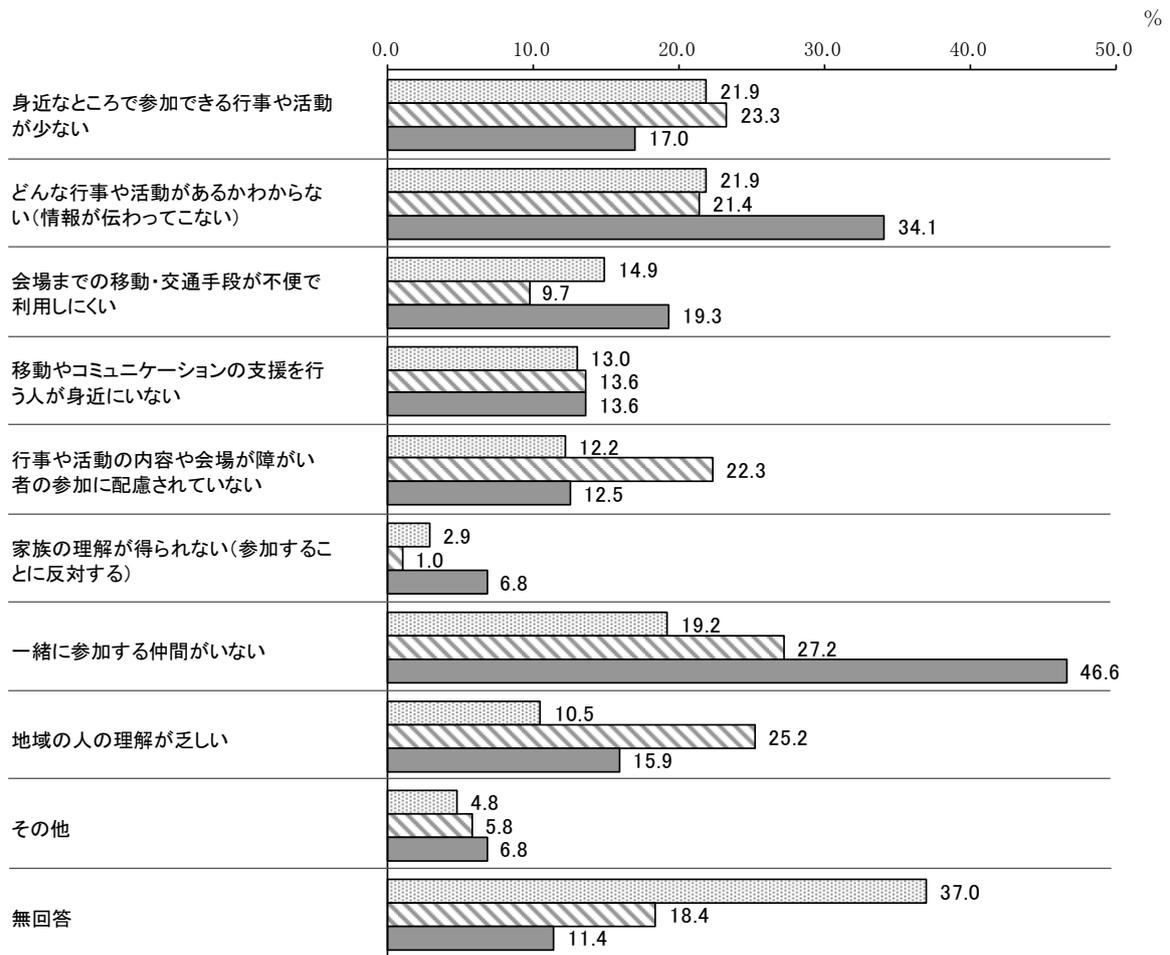
⑨ 障がい者の地域や社会参加を阻む要因

「あなたは、障がいのある方にとって、どのようなことが地域や社会への参加を阻んでいると思われますか。」について、「どんな行事や活動があるかわからない（情報が伝わってこない）」の割合が27.5%、「一緒に参加する仲間がいない」の割合が24.0%となっています。

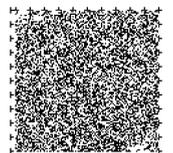
平成28年度調査と比較すると、知的障がい者で「会場までの移動・交通手段が不便で利用しにくい」の割合が増加しており、精神障がい者で「地域の人の理解が乏しい」の割合が増加しています。



障がい者の地域や社会参加を阻む要因（平成 28 年度調査）



身体障がい者（回答者数 = 525）
 知的障がい者（回答者数 = 103）
 精神障がい者（回答者数 = 88）

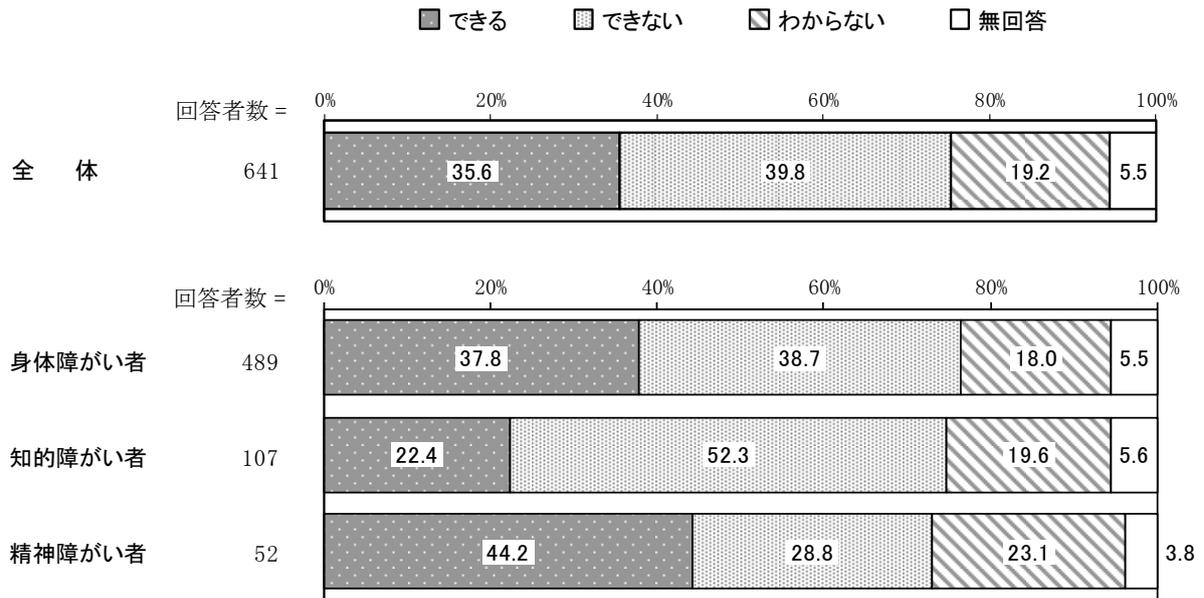


⑩ 火事や地震等の災害時の避難について

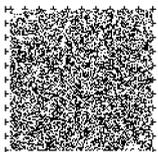
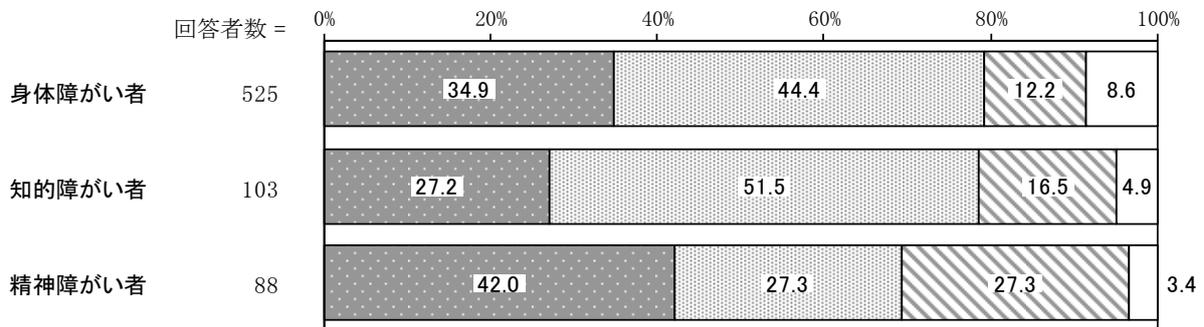
「あなたは火事や地震等の災害時に、一人で避難できますか。」について、「できない」の割合が39.8%と最も高く、次いで「できる」の割合が35.6%、「わからない」の割合が19.2%となっています。

平成28年度調査と比較すると、大きな差異は見られません。

火事や地震等の災害時に、一人で避難できるか



火事や地震等の災害時に、一人で避難できるか（平成28年度調査）

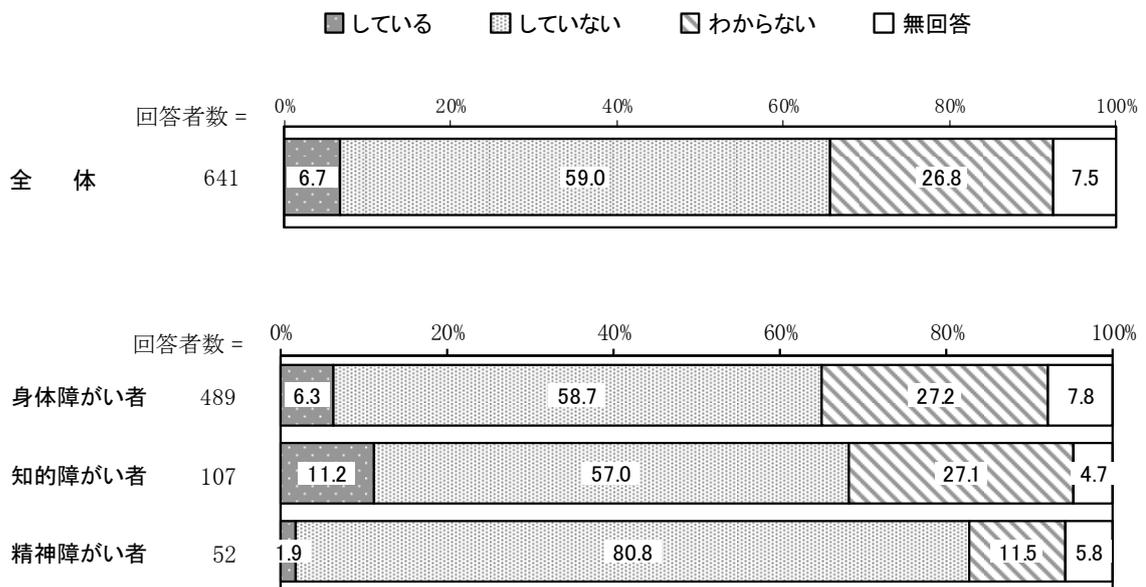


⑪ 市の避難行動要支援者名簿等への登録

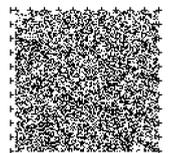
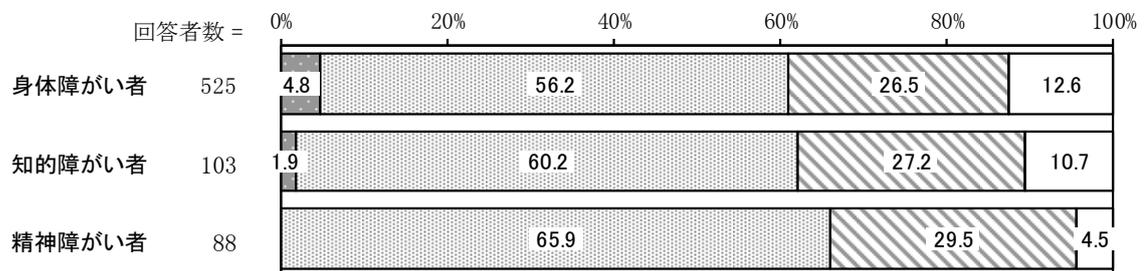
「あなたは市の避難行動要支援者名簿等に登録していますか。」について、「していない」の割合が59.0%と最も高く、次いで「わからない」の割合が26.8%となっています。

平成28年度調査と比較すると、精神障がい者で「していない」の割合が増加しています。

市の避難行動要支援者名簿等に登録していますか



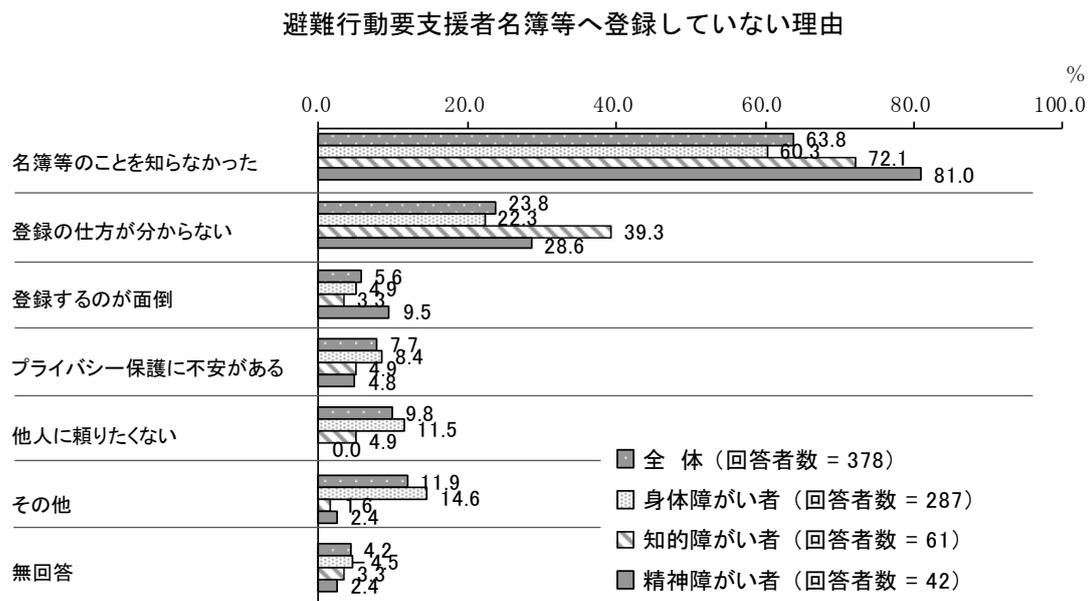
市の避難行動要支援者名簿等に登録していますか（平成 28 年度調査）



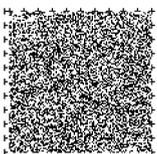
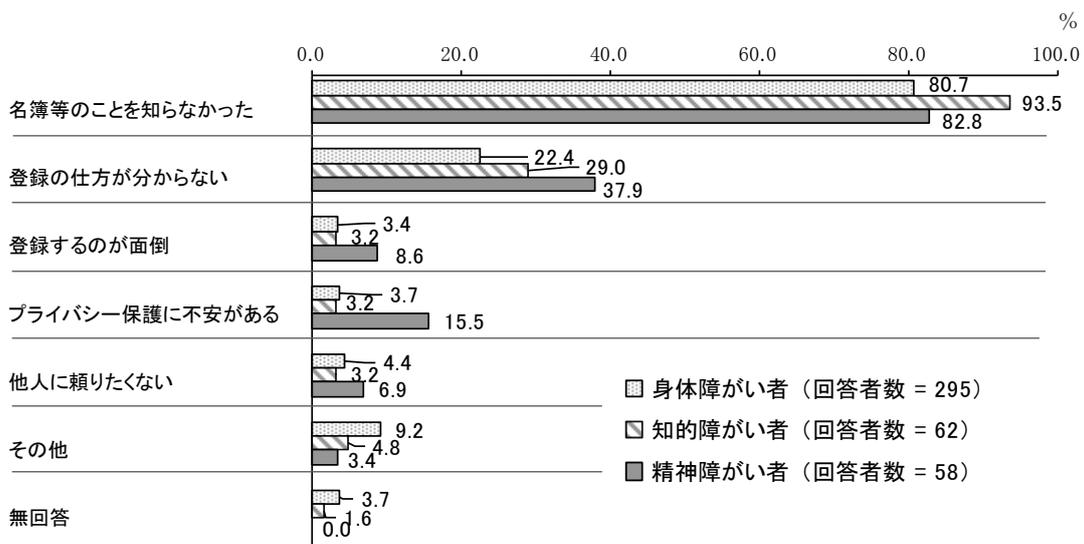
⑫ 避難行動要支援者名簿等へ登録していない理由

「登録していない理由は次のどれですか。」について、「名簿等のことを知らなかった」の割合が63.8%と最も高く、次いで「登録の仕方が分からない」の割合が23.8%となっています。

平成28年度調査と比較すると、知的障がい者で「登録の仕方が分からない」の割合が増加しています。



避難行動要支援者名簿等へ登録していない理由（平成28年度調査）

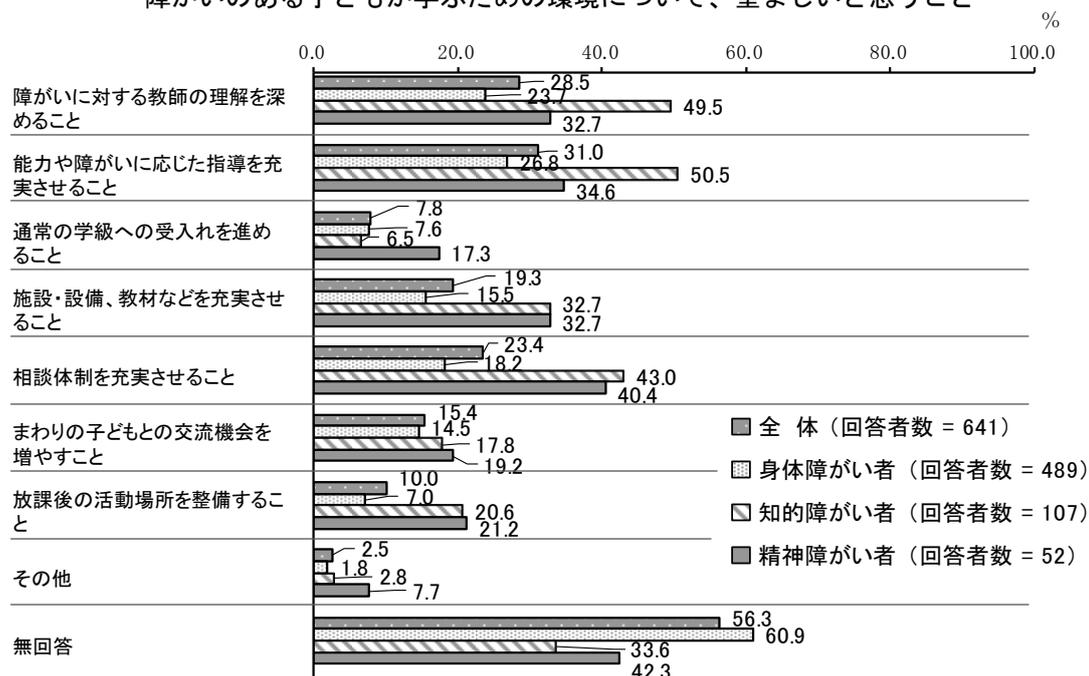


⑬ 障がいのある子どもが学ぶための環境について

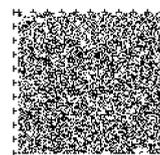
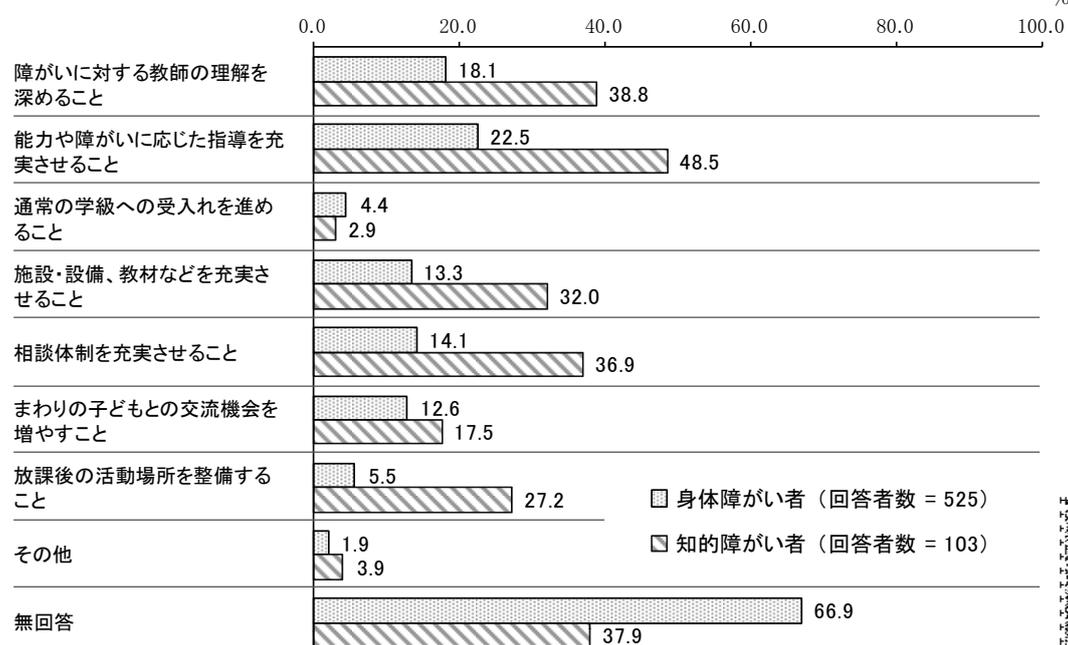
「障がいのある子どもが学ぶための環境について、どのようなことが望ましいと思いますか。」について、「能力や障がいに応じた指導を充実させること」の割合が31.0%と最も高く、次いで「障がいに対する教師の理解を深めること」の割合が28.5%、「相談体制を充実させること」の割合が23.4%となっています。

平成28年度調査と比較すると、知的障がい者で「障がいに対する教師の理解を深めること」の割合が増加しています。

障がいのある子どもが学ぶための環境について、望ましいと思うこと



障がいのある子どもが学ぶための環境について、望ましいと思うこと (平成28年度調査)

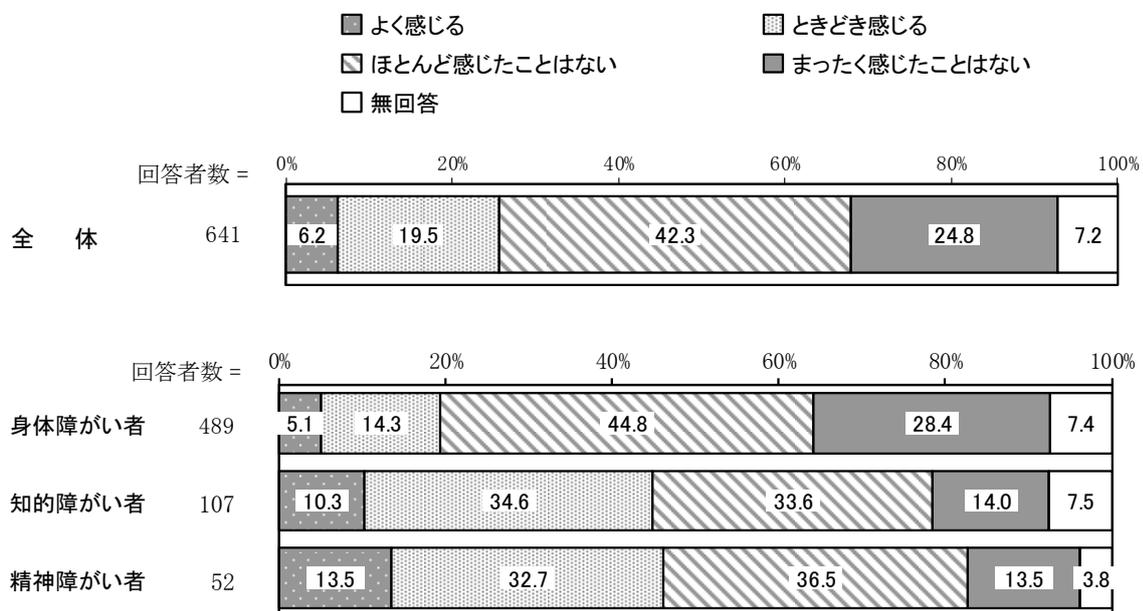


⑭ 差別や偏見、疎外感について

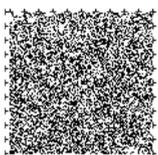
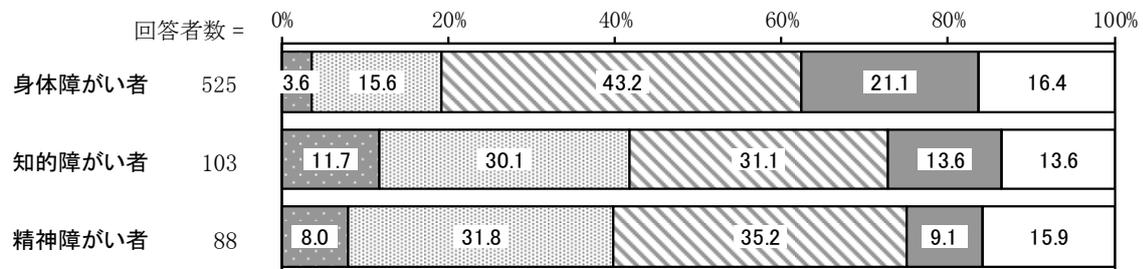
「日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じることがありますか。」について、「よく感じる」の割合が6.2%、「ときどき感じる」の割合が19.5%となっています。「具体的にどのような場面で、差別や偏見、疎外感を感じましたか。」については、「街中での人の視線」の割合が42.4%と最も高く、次いで「隣近所づきあい」の割合が27.9%、「地区の行事・集まり」の割合が18.6%となっています。

平成28年度調査と比較すると、精神障がい者で「仕事や収入面」、「街中での人の視線」の割合が増加しています。

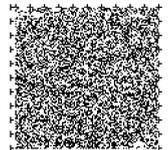
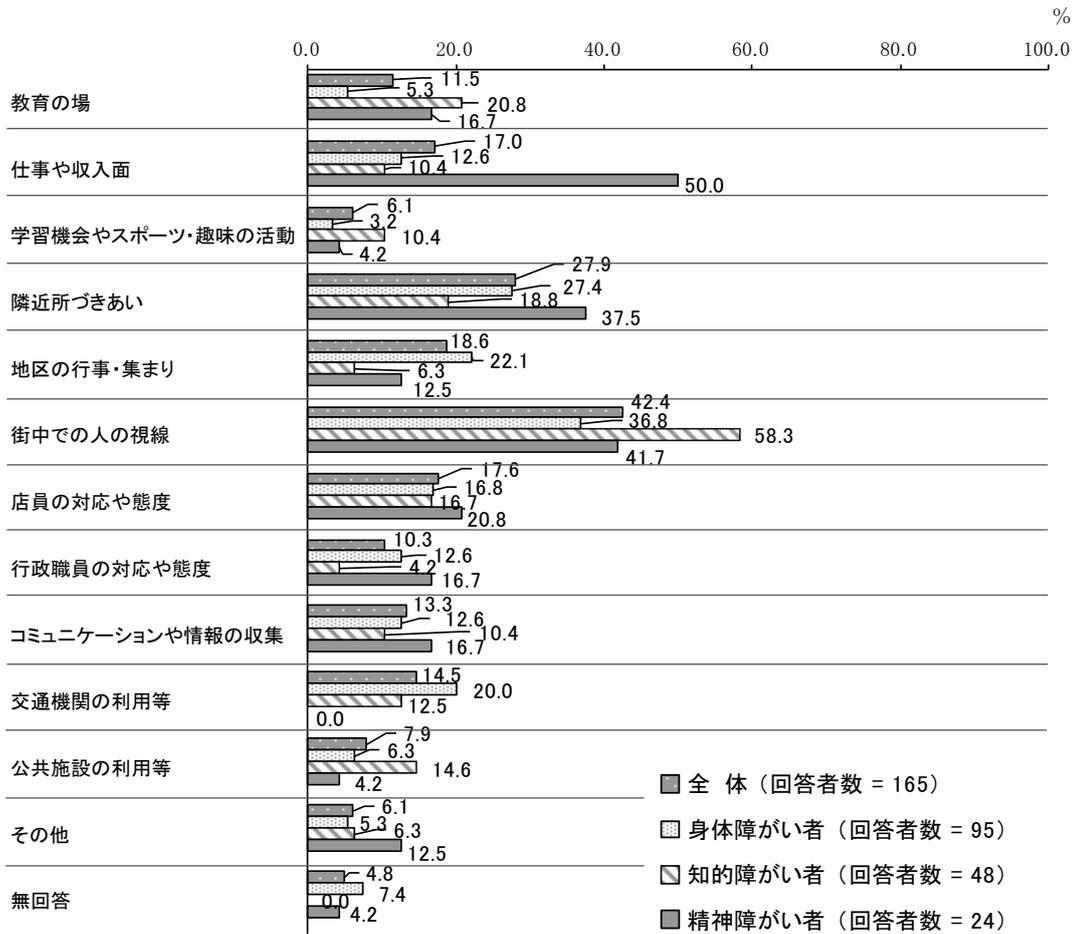
日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じることがありますか



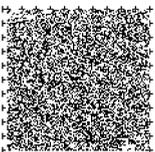
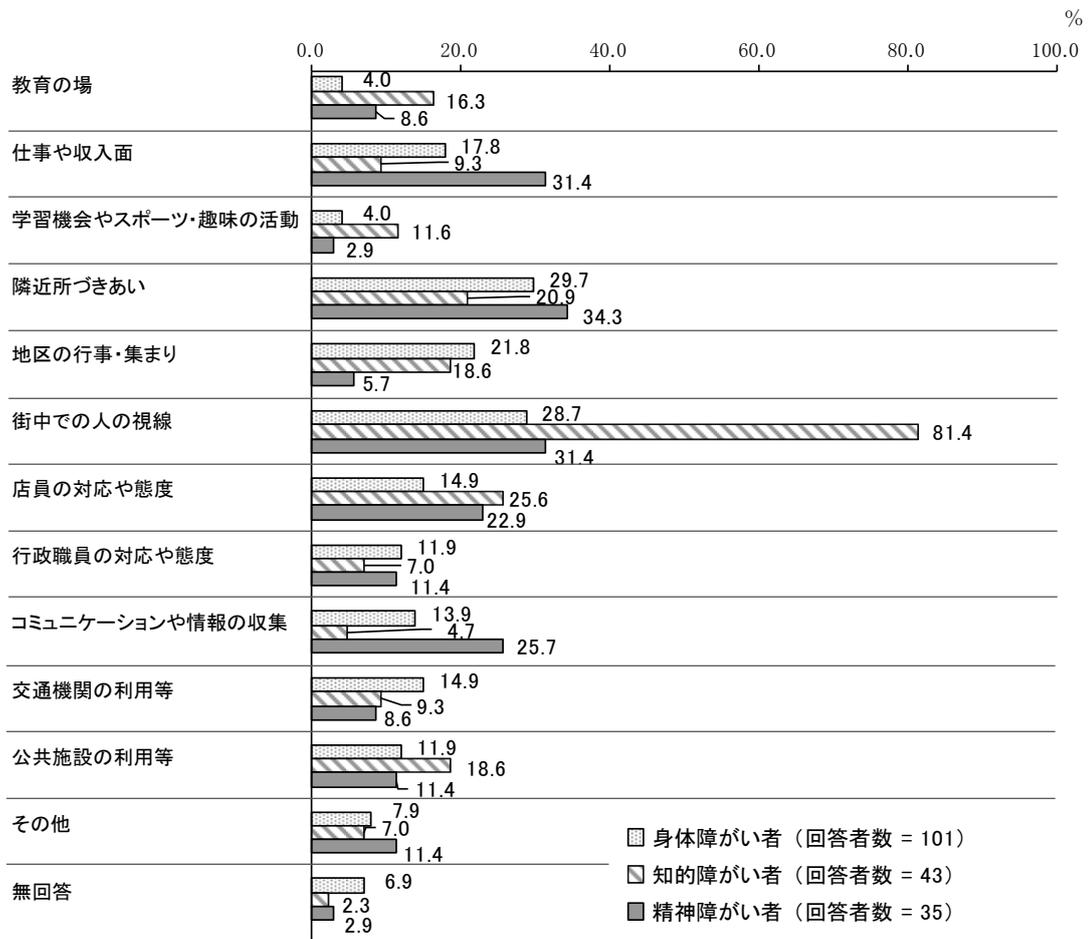
日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じることがありますか（平成28年度調査）



具体的にどのような場面で、差別や偏見、疎外感を感じましたか



具体的にどのような場面で、差別や偏見、疎外感を感じましたか（平成 28 年度調査）

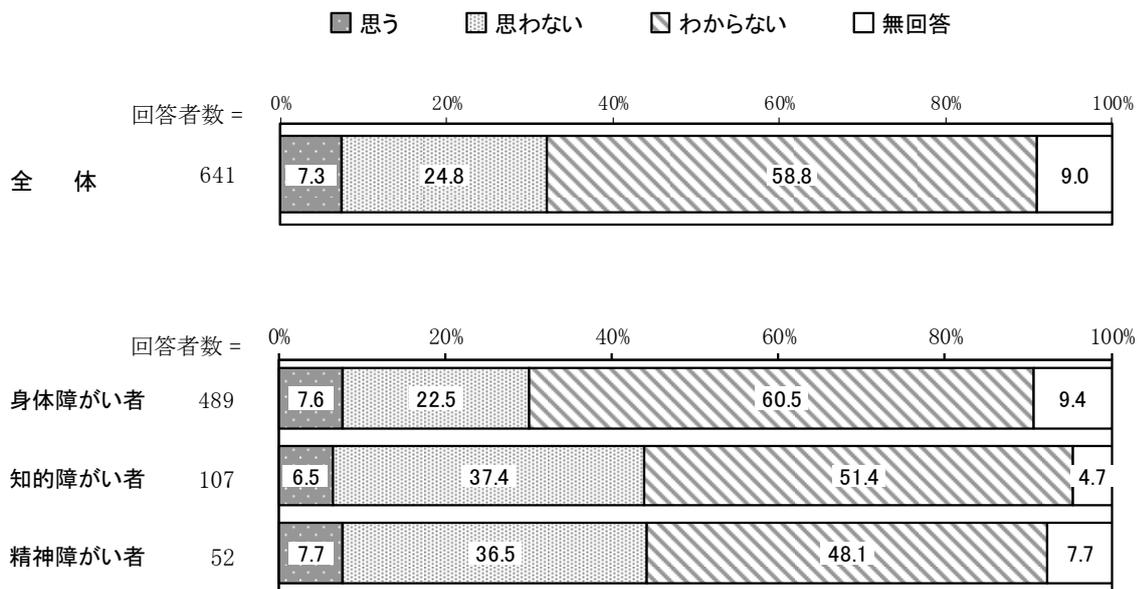


⑮ 障がい者の社会参加のしやすさ

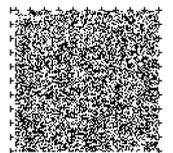
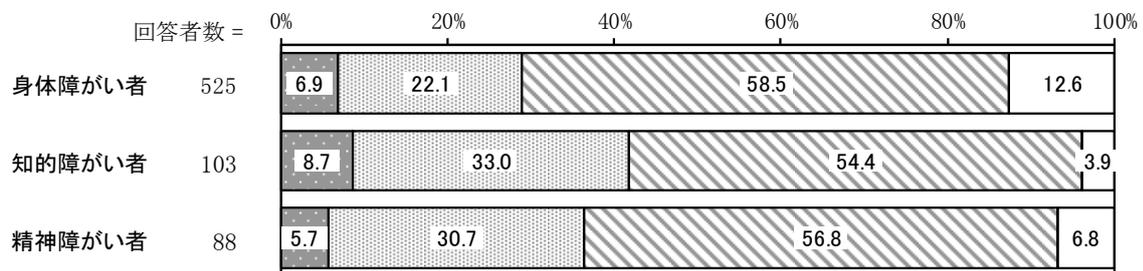
「障がい者が気軽に外出したり、地域の行事に参加できる等、匝瑳市は「障がい者にとって社会参加しやすいまち」だと思いますか。」について、「わからない」の割合が58.8%と最も高く、次いで「思わない」の割合が24.8%となっています。

平成28年度調査と比較すると、大きな差異は見られません。

匝瑳市は「障がい者にとって社会参加しやすいまち」だと思いますか



匝瑳市は「障がい者にとって社会参加しやすいまち」だと思いますか（平成 28 年度調査）

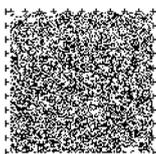
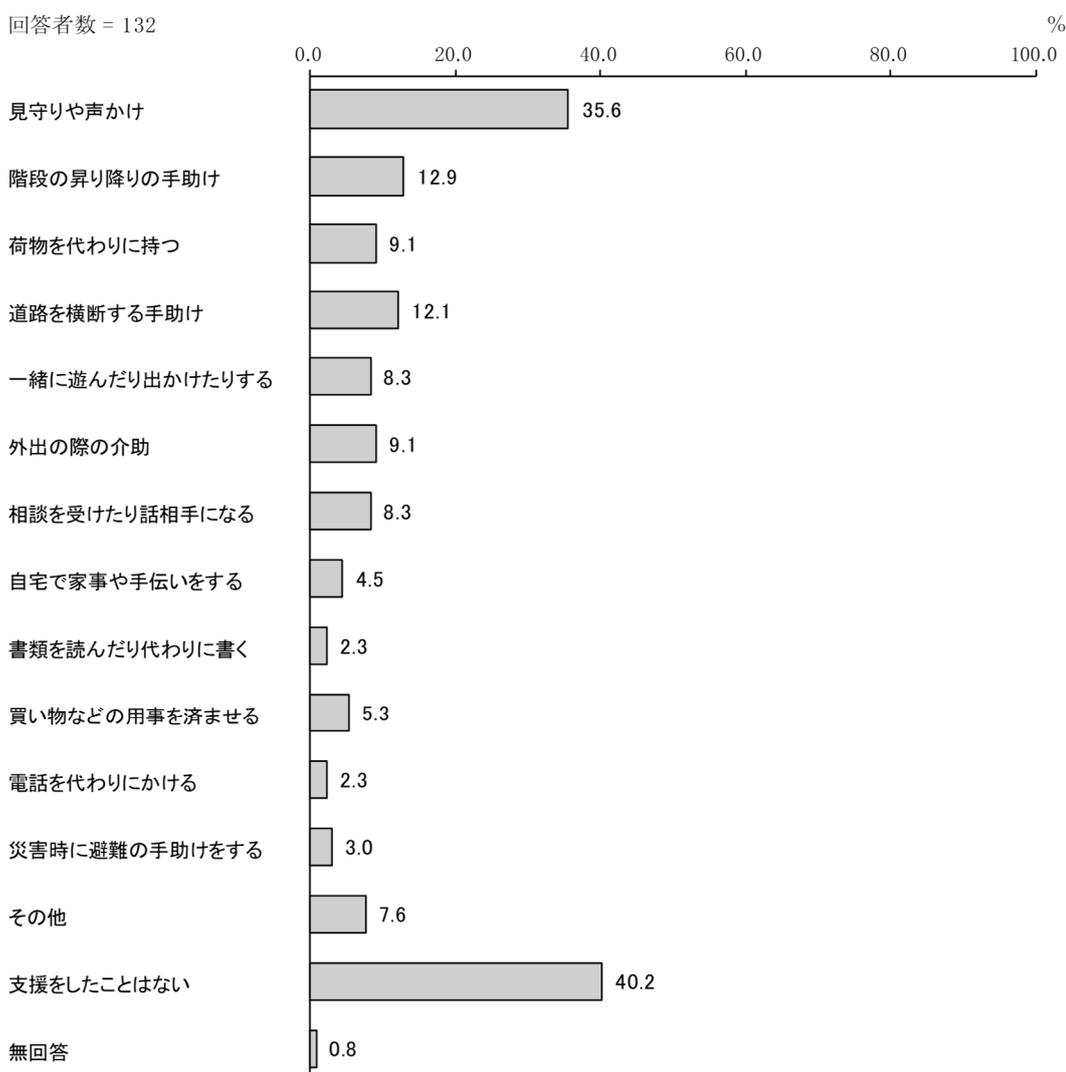


⑯ 障がいのある方に対する支援経験（障がいのない方へのアンケート）

「これまで、障がいのある方に対して、何らかの支援をしたことはありますか。」について、「支援をしたことはない」の割合が40.2%と最も高く、次いで「見守りや声かけ」の割合が35.6%、「階段の昇り降りの手助け」の割合が12.9%となっています。

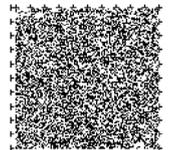
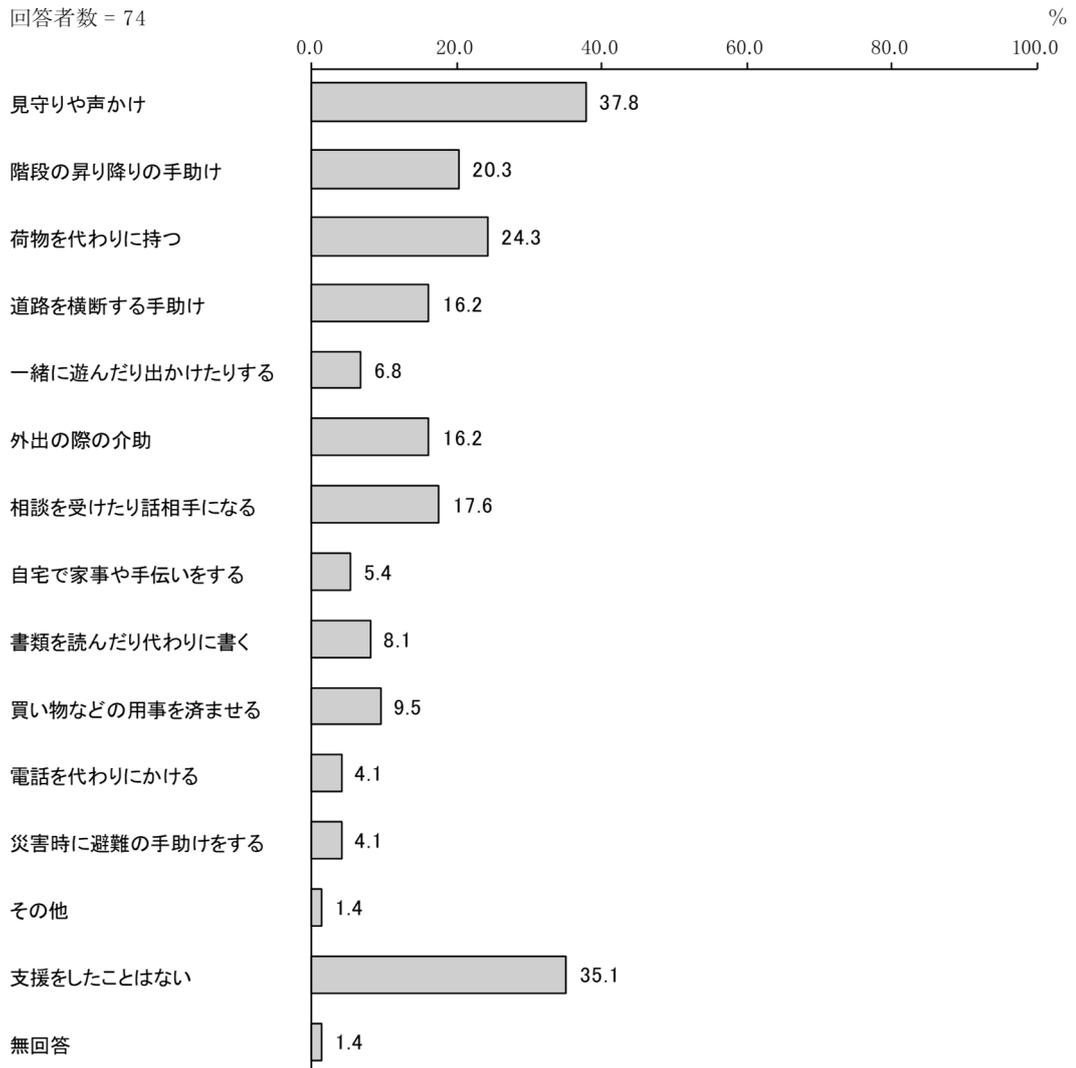
平成28年度調査と比較すると、全体的に支援経験の割合が減少していますので、障がいのない方への啓発活動が必要です。

障がいのある方に対する支援経験



障がいのある方に対する支援経験（平成 28 年度調査）

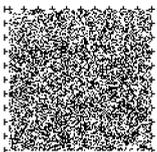
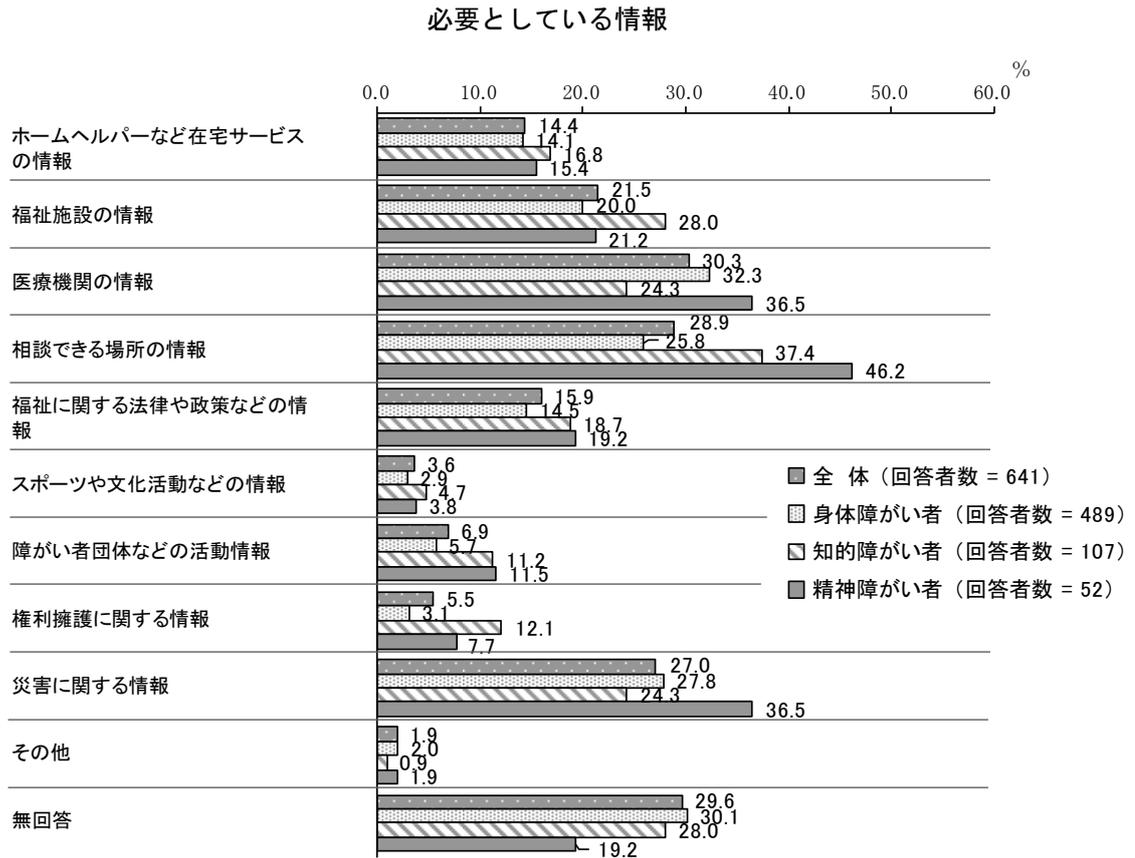
回答者数 = 74



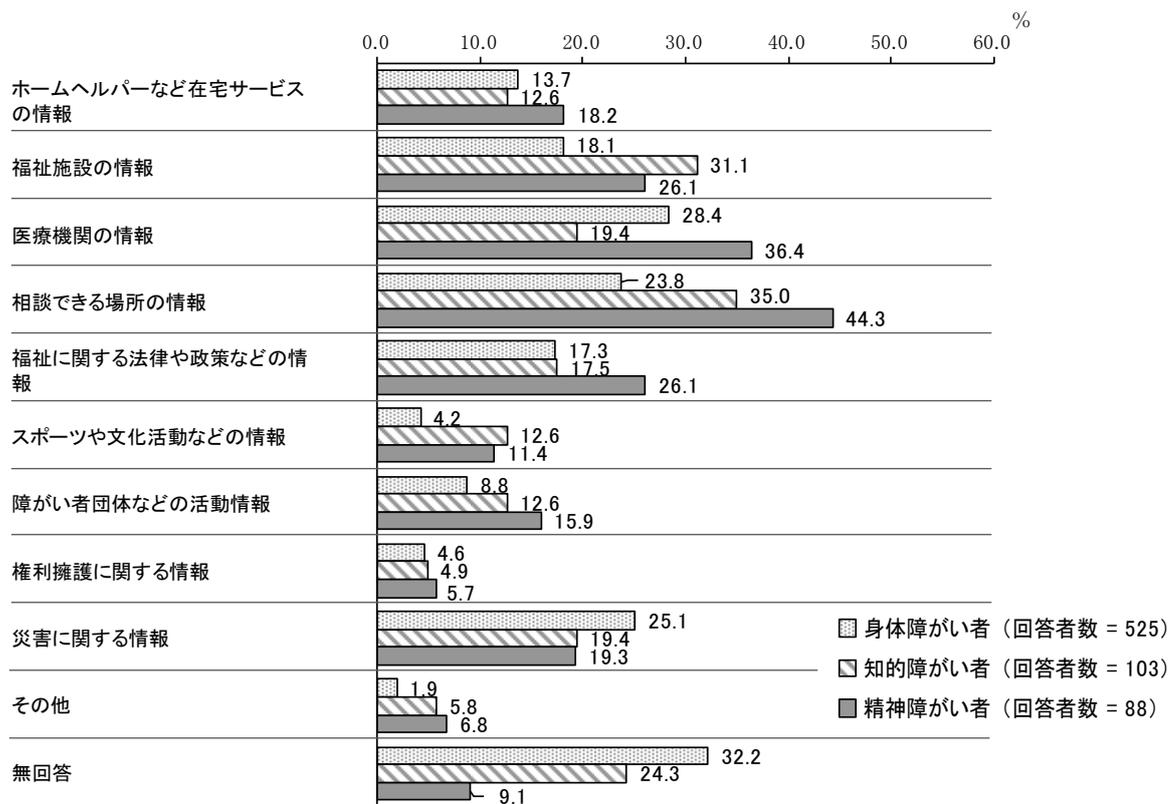
⑰ 情報入手、困りごとや相談について

「あなたが必要としている情報はどのようなものですか。」について、「医療機関の情報」の割合が30.3%と最も高く、次いで「相談できる場所の情報」の割合が28.9%、「災害に関する情報」の割合が27.0%となっています。

平成28年度調査と比較すると、精神障がい者で「災害に関する情報」の割合が増加しています。



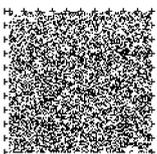
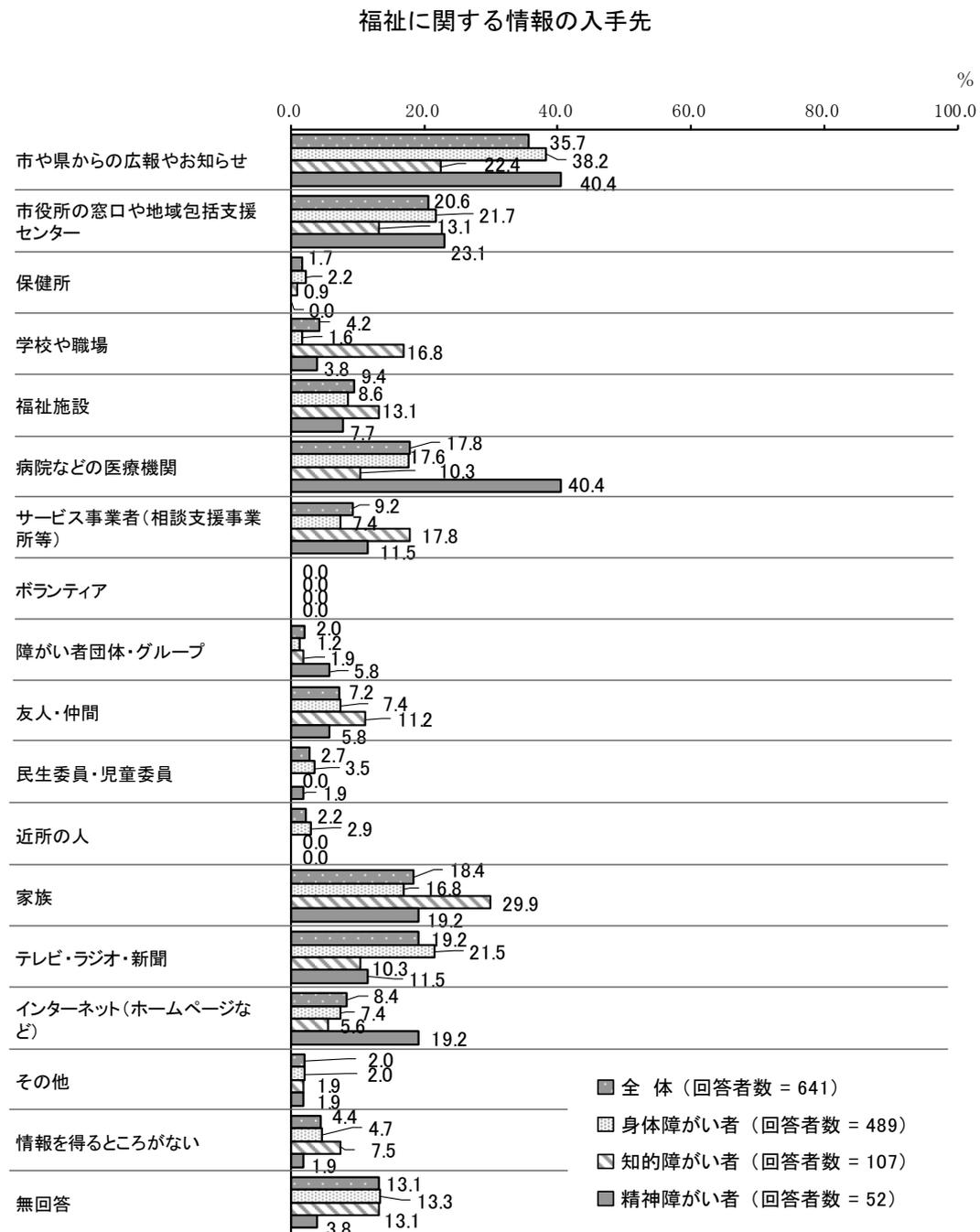
必要としている情報（平成 28 年度調査）



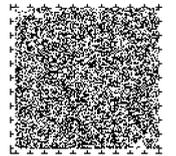
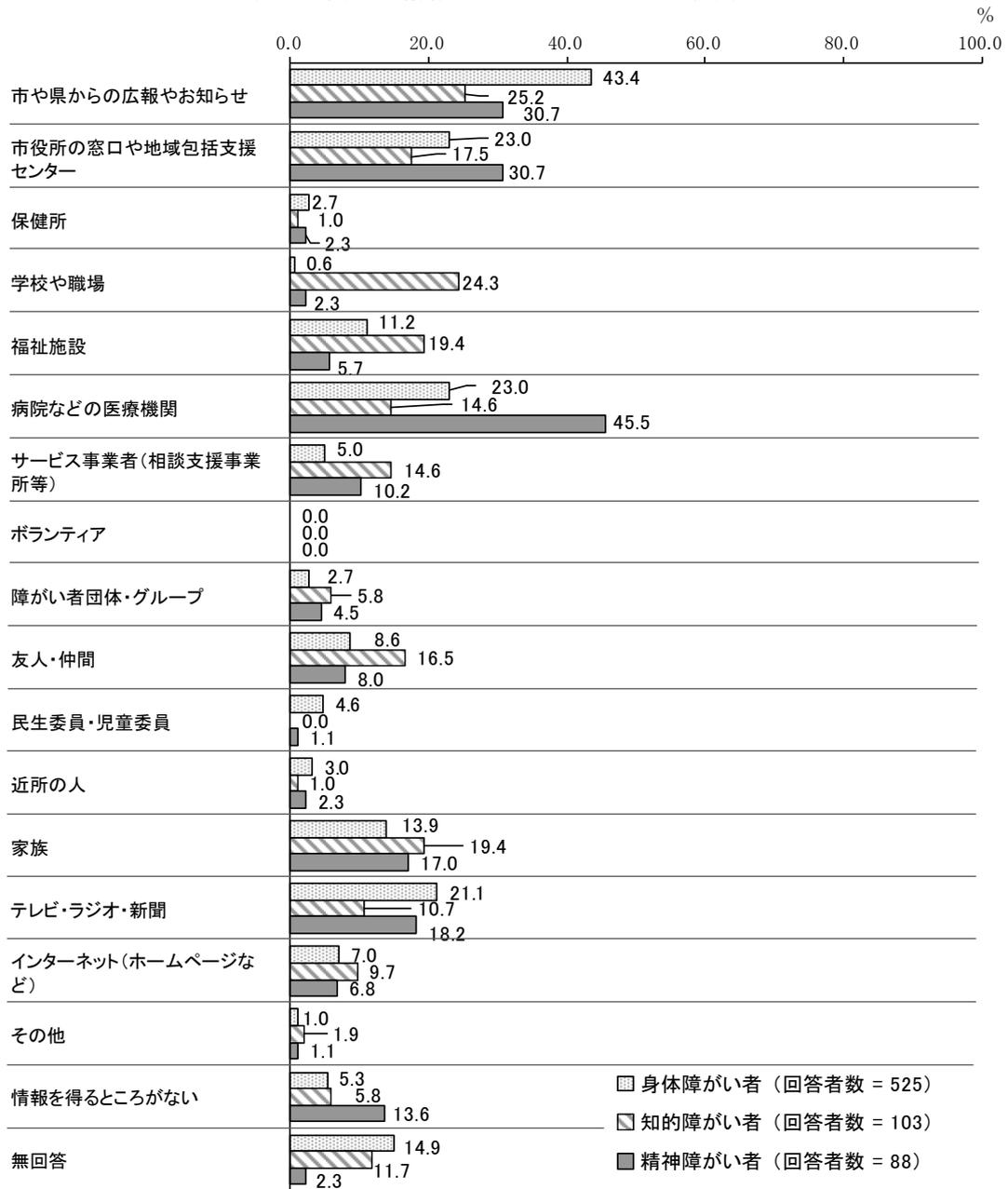
⑱ 福祉に関する情報の入手先

「あなたは、福祉に関する情報をどこから入手していますか。」について、「市や県からの広報やお知らせ」の割合が35.7%と最も高く、次いで「市役所の窓口や地域包括支援センター」の割合が20.6%、「テレビ・ラジオ・新聞」の割合が19.2%となっています。

平成28年度調査と比較すると、知的障がい者で「家族」の割合が増加しており、精神障がい者で「インターネット（ホームページなど）」の割合が増加しています。



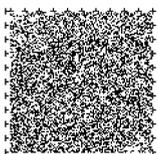
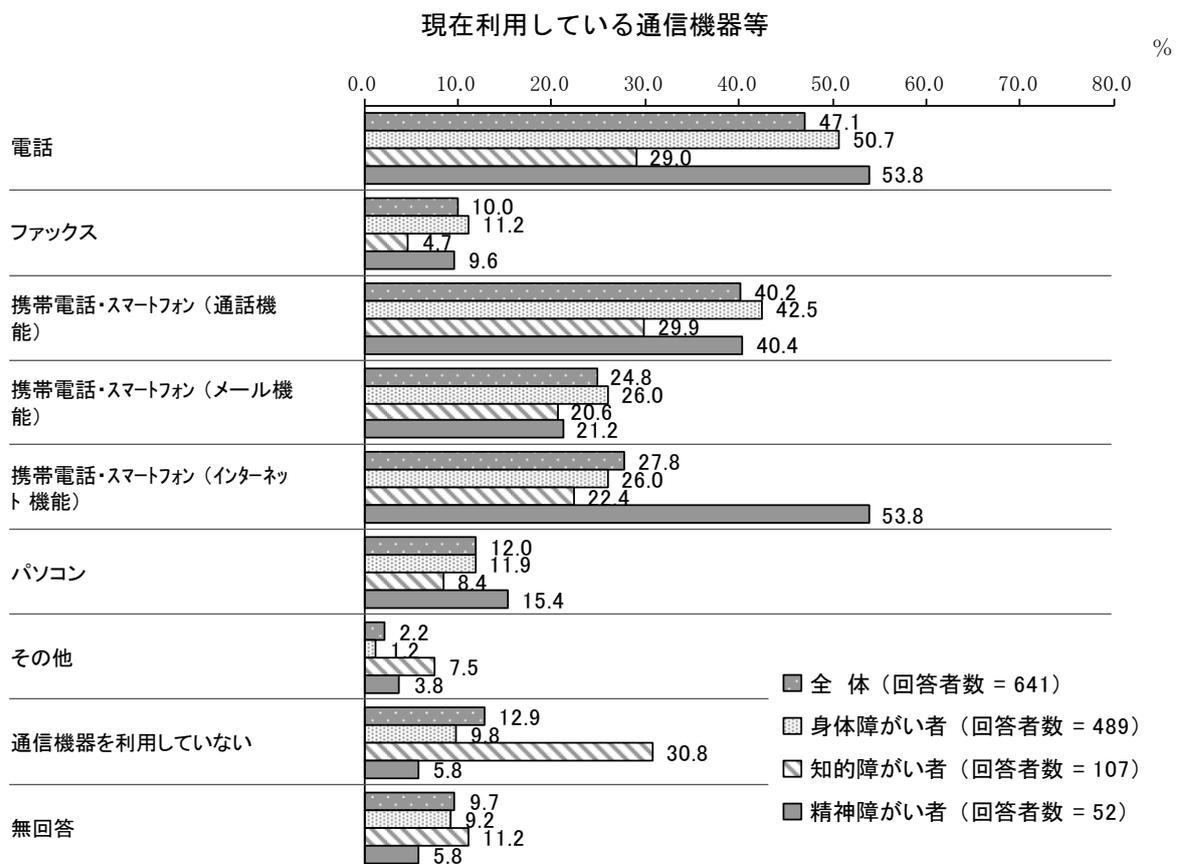
福祉に関する情報の入手先（平成 28 年度調査）



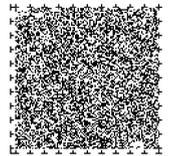
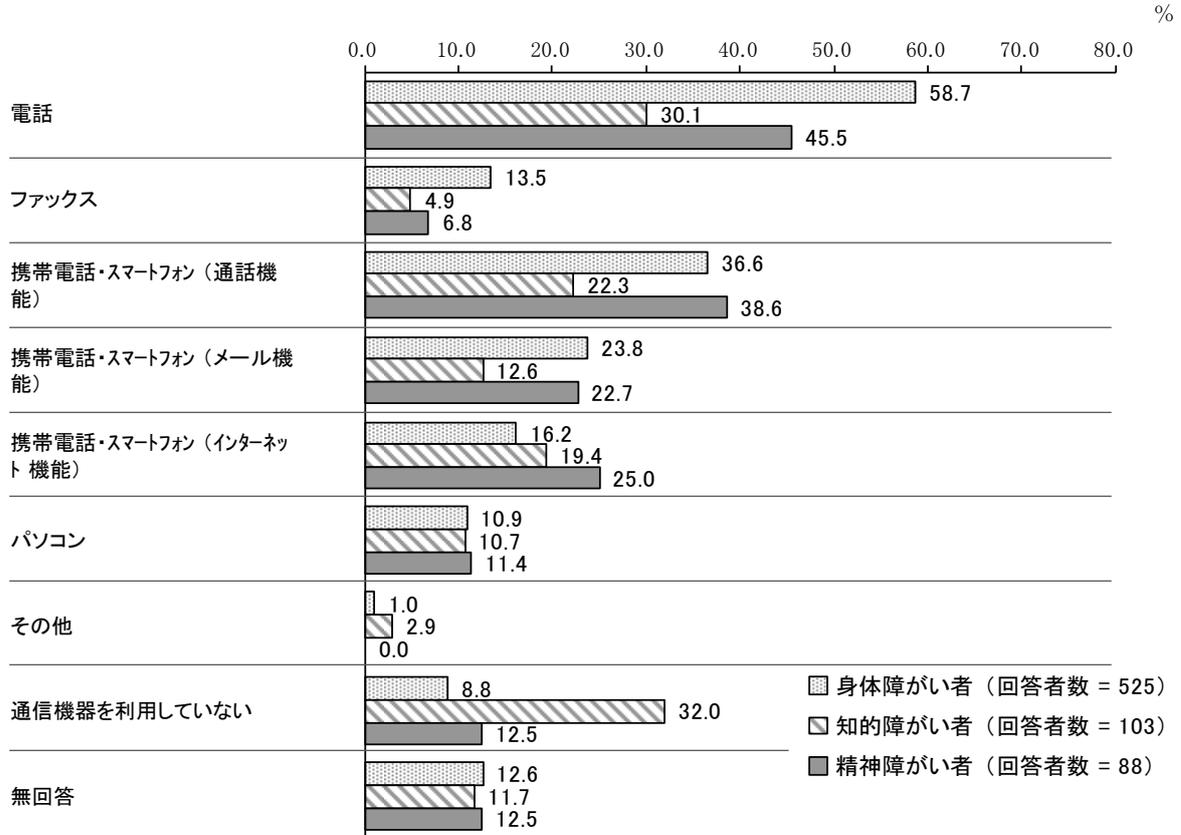
⑱ 利用している通信機器等

「現在あなたが利用している通信機器等はどれですか。」について、「電話」の割合が47.1%と最も高く、次いで「携帯電話・スマートフォン（通話機能）」の割合が40.2%、「携帯電話・スマートフォン（インターネット機能）」の割合が27.8%となっています。

平成28年度調査と比較すると、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の全てで「携帯電話・スマートフォン（インターネット機能）」の割合が増加しています。



現在利用している通信機器等（平成 28 年度調査）



3 匝瑳市障がい者福祉に関するアンケート調査結果等からみえる課題

ここでは、前期計画である第2次匝瑳市障害者計画の施策の方向性ごとに、アンケート調査結果を踏まえて、課題を整理しました。

施策の方向性 1 生活支援と雇用・就労

(1) 相談支援と福祉の充実

アンケート調査では、困ったことがあった際に「誰に相談していいかわからない」が15.9%、「相談しても満足いく回答が得られない」が10.8%、「相談できる人がいない」が8.6%、「プライバシー保護に不安がある」が6.9%となっています。

アンケート調査の自由意見では、障がいを持つ本人だけでなく、その家族が相談先や支援内容を知らないために不安に感じているという意見がありました。

本市では、相談支援体制の強化に取り組み、関連機関との連携強化、福祉サービス体制の強化、施策・制度の周知を図ってきましたが、引き続き、相談支援と福祉のさらなる充実を図る必要があります。また、情報提供に関して、誰にでも分かりやすい情報提供の工夫が必要です。

(2) 障がい児支援の充実

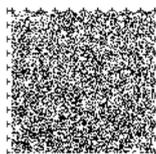
アンケート調査では、「通園・通学して困っていることはありますか。」について、「通うのが大変」の割合が20.0%、「先生の配慮や理解がたりない」の割合が10.0%となっています。

アンケート調査の自由意見では、障がいのある子を持つ保護者が不安を持っており、相談先や身近にサポートをしてくれる存在を求める意見がみられました。

本市では、発達相談・支援の充実や育ちの環境の充実に取り組んできました。今後は障がい児とその保護者に寄り添った相談やサポートを受けられる支援の強化が必要です。

(3) 障がい者の雇用・就労の促進

アンケート調査では、「あなたは現在仕事をしていますか。」について、「している（就労継続支援事業所・就労移行支援事業所等を含む）」の割合が26.4%、「していない」の割合が65.4%となっています。障がいや難病の状況別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「している（就労継続支援事業所・就労移行支援事業所等を含む）」の割合が高くなっています。また、職業形態については、「臨時職員・パート・アルバイト等」の割合が29.0%と最も高く次いで「自営業主（農林漁業を



含む)」の割合が22.5%、「正社員・正職員」の割合が16.0%となっています。

アンケート調査の自由意見では、職場においての障がいに対する理解が進んでいないとの意見や、募集条件が難しいものがあり、障がいの種別によって就職が困難であるといった意見がありました。

本市では、雇用の促進、就労支援に取り組み、障がいのある方の雇用創出の働きかけや働きやすい職場づくりの啓発、職業能力の開発や職業相談・就労支援に取り組んできました。今後は、障がいのある方の就労を安定させるために正社員・正職員としての雇用を増やし、一般の人と変わらない雇用・就労となるような環境づくりを行っていく必要があります。

施策の方向性 2 保健・医療

(1) ライフステージに応じた保健事業の充実

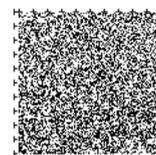
アンケート調査では、自身の健康や体力がないこと、寝たきりや認知症になること、収入や生活費のことについて困っていたり、不安に感じている方がみられました。

本市では、妊婦・乳幼児の健康診査、保健指導活動、早期療育の推進を行ってきました。また、健康診査の受診勧奨と健診事後指導、生活改善の働きかけ、各種健康相談を実施し、主体的な健康管理を促進してきました。今後も引き続き、これらの充実を図っていく必要があります。

(2) 精神保健福祉の充実

アンケート調査では、「現在の生活で困っていることや不安に思っていることは何ですか。」について、精神障がいのある方において、「収入や生活費のこと」の割合が51.9%、発達障がいのある方において、「将来の生活の場（住居）や施設に関すること」の割合が43.1%と高いものとなっています。

本市では、精神障がいに関する普及啓発、いじめ防止、心の健康づくりの推進を進めてきました。また、精神障がいのある方とその家族に対する支援の充実を進めてきました。今後も相談支援体制の充実、支援施設や医療機関等の関連機関の連携強化を行う必要があります。また、精神障がいのある方を抱える家族が精神障がいに関する学習や、他の同じ境遇にある家族との親睦が行えるよう支援していく必要があります。



(3) 医療サービス等の充実

本市では、障がいのある方に対して医療機関等の情報提供、支援制度の周知と給付、広域的なリハビリテーションの体制の整備、高次脳機能障がいの情報提供や相談対応等の支援を行ってきました。また、難病患者に対しても情報提供、ニーズの把握と支援の充実、難病療養者給付金の支給を行ってきました。今後もこれらの利用支援と情報提供体制の充実を図っていく必要があります。

施策の方向性 3 生活環境と安全・安心

(1) バリアフリー化の推進と居住環境の整備

アンケート調査では、「地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。」について、「経済的な負担の軽減」の割合が39.0%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスの充実」の割合が24.0%、「相談対応等の充実」の割合が21.5%となっています。

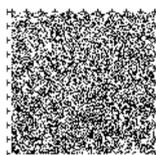
本市では、公共的建築物等において障がいのある方に配慮した設備とするバリアフリー化を行ってきました。また、障がいのある方が暮らしやすい状況となるように日常生活用具補助事業や生活福祉資金貸付制度、介護保険制度の住宅改修等の情報提供を図ってきました。今後もこれらの充実を図り、利用方法等についての周知を行っていく必要があります。

(2) 移動支援と交通環境の充実

アンケート調査では、「あなたは、障がいのある方にとって、どのようなことが地域や社会への参加を阻んでいると思われますか。」について、「会場までの移動・交通手段が不便で利用しにくい」が20.1%となっています。

アンケート調査の自由意見では、福祉タクシー利用券の在り方や交通の不便さに関する意見がみられました。

本市では、障がいのある方の社会参加を促進する事業、福祉タクシー利用助成事業、福祉カー貸付事業等の移動支援や、歩道や段差の整備、交通バリアフリー化、交通安全教育の推進を行ってきました。今後もこれらの推進を行っていく必要があります。また、福祉タクシー利用券について病院からの距離の違いにより費用負担の差が生じているので、対策を考えていく必要があります。



(3) 防災・防犯対策の推進

アンケート調査では、「あなたは火事や地震等の災害時に、一人で避難できますか。」について、「できない」の割合が39.8%と最も高く、「わからない」の割合が19.2%となっています。また、「あなたは市の避難行動要支援者名簿等に登録していますか。」について、「していない」の割合が59.0%と最も高く、次いで「わからない」の割合が26.8%となっています。また、「登録していない理由は次のどれですか。」について、「名簿等のことを知らなかった」の割合が63.8%と最も高く、次いで「登録の仕方が分からない」の割合が23.8%となっています。

本市では、避難行動要支援者名簿の整備・更新、避難行動要支援者等の支援体制づくりに取り組んできました。一方で、災害時に一人で避難ができない割合が39.8%となっている中、登録をしていない方、制度について知らない方の割合が多い現状があります。今後は、避難行動要支援者等の支援体制への登録の推進、周知活動の強化を図っていく必要があります。

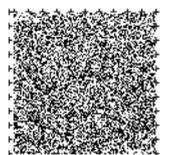
施策の方向性 4 療育・教育と文化芸術活動・スポーツ等

(1) 療育・教育の充実

アンケート調査では、「障がいのある方が自立した生活を送るため、特に望むことはどのようなことですか。」について、「一人ひとりの障がいに合った療育を受けられるようにしてほしい」の割合が20.6%、「いつでも何でも相談できる窓口を用意してほしい」の割合が20.4%となっています。また、「障がいのある子どもが学ぶための環境について、どのようなことが望ましいと思いますか。」について、「能力や障がいに応じた指導を充実させること」の割合が31.0%と最も高く、次いで「障がいに対する教師の理解を深めること」の割合が28.5%、「相談体制を充実させること」の割合が23.4%となっています。

本市では、障がいのある方が乳幼児期から成人期に至るまで一貫した継続的な支援を行い、経過を記録する取組を行ってきました。今後も乳幼児期から成人期に至るまで一貫した継続的な支援を行い、さらなる充実を図っていく必要があります。

教育に関しては、コーディネーターの配置、交流教育・共同学習、特別支援教育の充実を行ってきました。今後もこれらの充実を図っていくと共に、教員や一般の児童・生徒がより一層障がいに対する理解が得られるよう研修や学習を行っていく必要があります。



(2) 文化芸術・スポーツ活動等の促進

本市では障がいのある方が文化芸術活動やスポーツへ参加しやすいように広報・啓発活動を行い、障がいのある方に配慮した施設や設備の整備を行ってきました。今後も継続して行っていく必要があります。

(3) 障がい者による地域活動の促進

本市では、障がいのある方の障がい者団体への参加やボランティア活動への参加を促進してきました。今後も継続して、障がいのある方が地域とのふれあいや生きがいづくりを行えるよう支援していく必要があります。

施策の方向性 5 差別の解消と権利擁護

(1) 市民の理解と支援の促進

アンケート調査では、「障がい者が気軽に外出したり、地域の行事に参加できる等、匝瑳市は「障がい者にとって社会参加しやすいまち」だと思いますか。」について、「わからない」の割合が58.8%と最も高く、次いで「思わない」の割合が24.8%となっています。

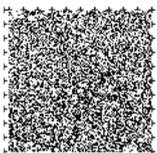
アンケート調査の自由意見では、地域のイベントやボランティアに参加して障がいのある方と地域住民との交流を積極的に行うべきだとの意見がみられました。

本市では、障がいや障がいのある方に対する市民の理解と認識を深めるために広報・啓発活動、福祉教育の推進、交流の場・機会づくり、ボランティア活動の支援・担い手づくりを行ってきました。障がいのある方にとっても住みやすいまちとなるために、今後もこれらの活動を推進していく必要があります。

(2) 虐待防止と権利擁護の推進

アンケート調査では、「日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じることはありませんか。」について、「よく感じる」の割合が6.2%、「ときどき感じる」の割合が19.5%となっています。「具体的にどのような場面で、差別や偏見、疎外感を感じましたか。」については、「街中での人の視線」の割合が42.4%と最も高く、次いで「隣近所づきあい」の割合が27.9%、「地区の行事・集まり」の割合が18.6%となっています。

アンケート調査の自由意見では、障がいのある方に対する偏見、差別、虐待をなくさないといけないという意見がありました。



本市では、障がいのある方の虐待防止・差別禁止の啓発や相談窓口の設置、成年後見制度の普及と利用支援、日常生活自立支援事業の周知と利用促進に取り組んできました。障がいのある方が差別を感じず、虐待にあわないように、市民の意識啓発に取り組んでいく必要があります。また、引き続き成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用により障がいのある方がより良い暮らしができるよう、利用促進を続けていく必要があります。

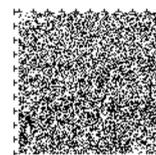
施策の方向性 6 情報・アクセシビリティ

(1) 情報提供と意思疎通支援の充実

アンケート調査によると、「あなたが必要としている情報はどのようなものですか。」について、「医療機関の情報」の割合が30.3%と最も高く、次いで「相談できる場所の情報」の割合が28.9%、「災害に関する情報」の割合が27.0%となっています。また、「あなたは、福祉に関する情報をどこから入手していますか。」について、「市や県からの広報やお知らせ」の割合が35.7%と最も高く、次いで「市役所の窓口や地域包括支援センター」の割合が20.6%、「テレビ・ラジオ・新聞」の割合が19.2%となっています。「現在あなたが利用している通信機器等はどれですか。」※について、「電話」の割合が47.1%と最も高く、次いで「携帯電話・スマートフォン（通話機能）」の割合が40.2%、「携帯電話・スマートフォン（インターネット機能）」の割合が27.8%となっています。

本市では、障がいのある方がさまざまな情報を入手できるよう、様々な障がいの特性に応じて情報提供媒体の多様化を進めてきました。一般の方と同じように障がいのある方が情報を得ることができるよう、今後も情報提供と意思疎通支援の充実を図っていく必要があります。

※複数回答が可能な設問であったため、回答比率の合計が100.0%を超えています。



1 市の目指すべき方向と計画の基本理念

障害者計画は前計画の基本理念を引き継ぎ、障がいのある方もない方も、共に支え合って地域で安心して自分らしく暮らし続けられるまちの実現を目指すこととします。

【基本目標】

安心して、地域で暮らせるまちづくり

2 施策展開の方向性

施策の方向性 1 生活支援と雇用・就労

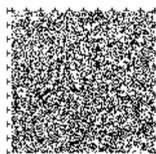
様々な状況にある障がい者（児）とその介護者の地域での生活を支援するため、基幹相談支援センターを中核とする関係機関等の相談支援のネットワークを強化し、相談支援体制の充実を図ります。

障がいのある方の自立と社会参加のため、障がいのある方への就労支援を推進します。

就労移行支援事業等の利用や、雇用奨励金の給付、就労後の定着支援等、一般就労に向けた支援を推進します。また、就労支援関係機関等と連携し、地域における障がいのある方の雇用促進や就労支援に向けた取組を進めていきます。

施策の方向性 2 保健・医療

生涯を通じて必要な保健・医療サービスが受けられる体制づくりをめざすとともに、障がいのある方が心と身体の健康保持や増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」や「体力」について、現在よりも安心が得られるよう、継続した保健・医療及び福祉サービスの量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉の支援体制を構築します。



施策の方向性 3 生活環境と安全・安心

障がいのある方の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、障がいのある方に配慮したまちづくりを推進します。

また、災害その他の緊急時にも安全・安心が確保されるよう、避難支援体制や防犯対策等の取組を強化し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

施策の方向性 4 療育・教育と文化芸術活動・スポーツ等

障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の整備等を推進します。

施策の方向性 5 差別の解消と権利擁護

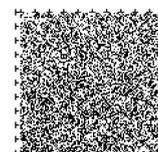
障がいがあることによって他者から虐げられることがないように、障がい者虐待の防止とともに、養護者に対する支援等に関する施策を促進します。

また、認知症、知的障がいその他の精神上的障がいがあることにより、自らにとって必要なことを主張したり、一人で選択・決定することが難しい状態にある人が、地域社会に参画しながらその人らしい生活を継続できるよう、本人にとって最適な権利擁護支援や成年後見制度の利用を促進していきます。

施策の方向性 6 情報・アクセシビリティ

障がいのある方が地域で生活していく上では、様々な情報を得ることが重要です。これらの情報を障がいのある方が入手しやすい環境を整備するため、障がい特性を踏まえた、情報のバリアフリー化を推進します。

また、様々なコミュニケーション手段を確保することは、障がいのある方が地域で安心して暮らすことにもつながることから、地域等におけるコミュニケーションの支援体制を充実します。



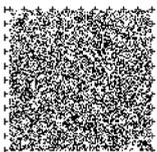
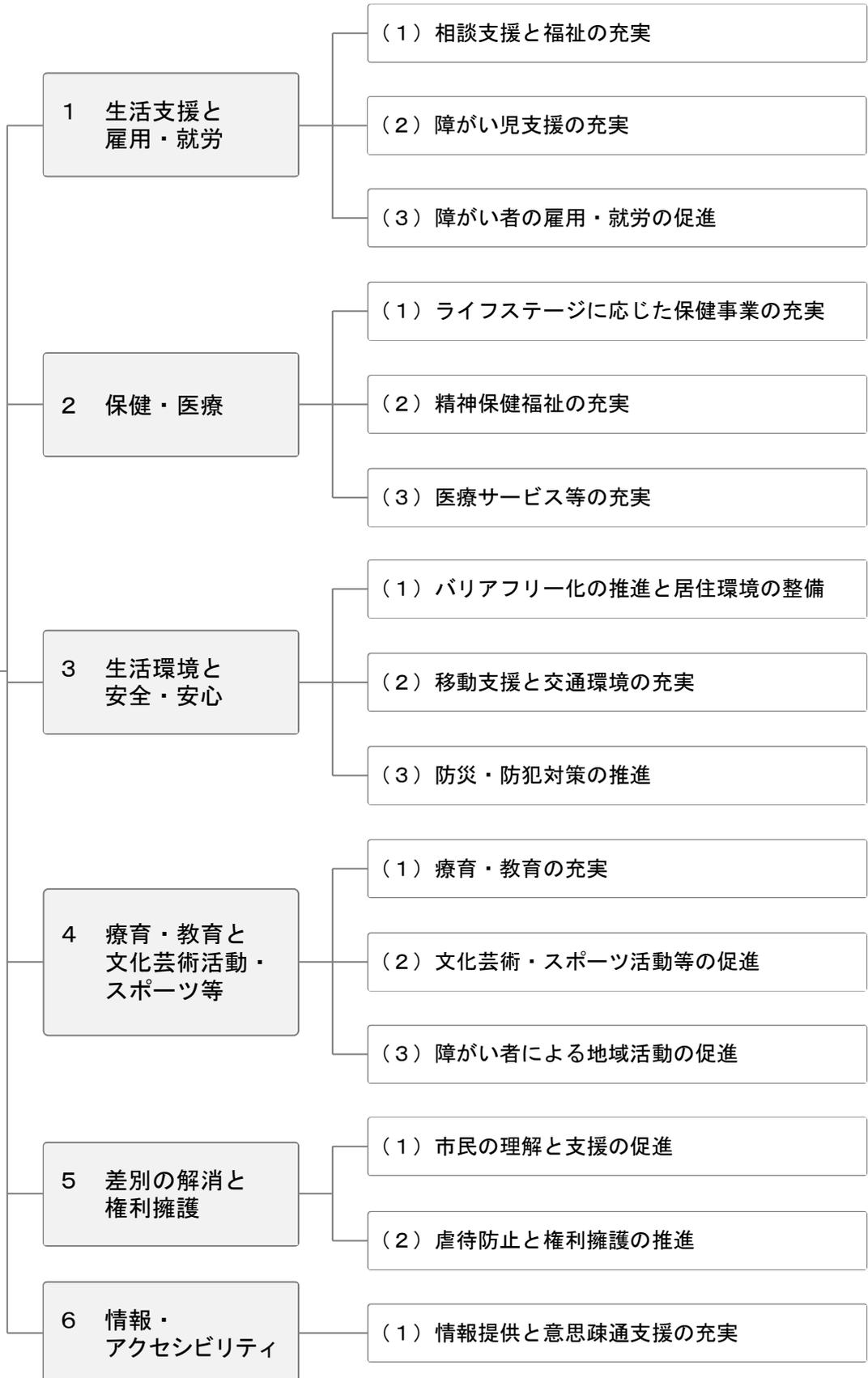
3 計画の体系

[基本目標]

[施策の方向性]

[施策]

安心して、
地域で暮らせるまちづくり



 施策の方向性 1 生活支援と雇用・就労

 (施策 1) 相談支援と福祉の充実

障がいのある方が住み慣れた家や地域で安心して暮らせるためには、気軽に相談でき、必要な場合には適切な支援が受けられる体制が不可欠です。

そのため、障がいのある方やその家族の不安や困難をできる限り軽減できるよう、相談しやすく必要な情報が得られる相談支援体制や障害福祉サービス等の提供体制の整備に努めます。また、障がいのある方の暮らしを支える土台である年金制度や各種手当の支給制度の周知等を図り、障がいのある方とその家族の生活の安定と経済的自立を支援します。

障がいのある方とその家族が希望を持って生活を送ることができるような支援体制づくりを推進します。

① 相談支援体制の整備

事業名	内容	担当課
相談支援事業	障がいのある方の多様なニーズに的確に対応し、障がいのある方やその家族の地域生活を支援し、在宅の障がいのある方の自立と社会参加の促進を図るため、相談支援事業を相談支援事業所への委託により実施します。障がいのある方の生活の安定と自立した生活を確保するため、地域生活への移行、地域生活の継続、就労等を支援します。	福祉課
地域における相談支援体制の強化	相談支援事業者を中心として、地域における身近な相談窓口である身体障害者相談員や知的障害者相談員、民生委員・児童委員、市や教育委員会等の行政機関、社会福祉協議会やNPO等の団体との連携強化及び調整を図り、総合的かつ専門的な相談支援が円滑に実施できる体制の整備に努めます。	福祉課

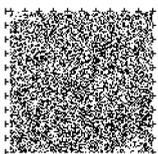


② サービス提供体制の整備

事業名	内容	担当課
障がい福祉サービス	障がいのある方等の自立と社会参加を実現するため、必要とされる「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」の確保に努めます。サービス提供基盤の充実を図るため、市内の施設及び近隣市町の施設との連携強化を図り利用ニーズの把握に努めるとともに、サービス提供体制の拡大に努めます。	福祉課
地域生活支援事業	障がいのある方が自立した生活を送れるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効果的・効率的に実施します。サービス提供基盤の充実を図るため、市内の施設及び近隣市町の施設との連携によりサービスの確保に努めます。市独自の任意事業についても、利用者の状況や近隣福祉施設等の状況を踏まえ、積極的に取り組みます。	福祉課
自立支援医療	より多くの方が制度を利用できるよう周知徹底を図るとともに、適切な医療を受けられるよう、医療機関との連携に努めます。	福祉課
補装具の給付	補装具はそれぞれの障がいの身体機能を補完するために個別に設計・加工され、長期間にわたり継続して使用するものであることから、交付・修理の際は、関係機関等の意見をもとに適切に制度を利用できるよう情報提供に努めます。	福祉課

③ 生活安定施策の推進

事業名	内容	担当課
施策・制度の周知	広報紙やパンフレット、ホームページ等を利用し、障がい者福祉施策・制度の周知を行い、保健、医療、福祉サービス利用者の利便性向上を図ります。	福祉課
公的年金の周知・各種手当等の支給	障がいのある方が地域社会の中で自立して生活していくため、公的年金制度や各種手当制度に基づき、本人又は養育者に、公的年金の周知、手当等を支給します。	関係各課
生活福祉資金の貸付	障がいのある方が自立更生に必要な資金を確保できるよう、社会福祉協議会が行っている生活福祉資金の貸付制度について周知を図ります。	福祉課



(施策2) 障がい児支援の充実

障がい児が本来持っている可能性を最大限に伸ばすためには、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な治療と指導訓練を行うことが重要です。全ての子どもが地域社会の中で健やかに成長できるよう、障がいの早期発見・早期療育に向けた体制の整備を図ります。

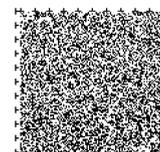
さらに、保護者が抱えている不安や悩みにできるだけ早く対応していくよう、障がいの早期発見及び相談支援体制を強化します。

① 発達相談・支援の充実

事業名	内容	担当課
早期療育等に関する保護者への啓発	乳幼児の心身の障がいの早期発見、療育については、家庭の果たす役割が大きいことから、障がいの兆候がみられる場合には早期に相談や必要な支援につなげられるよう、保護者に対する啓発及び助言・指導等を行います。	福祉課 健康管理課
発達相談	子どもの発達について、保護者に悩みや不安があるときに、発達相談員（臨床心理士等）が発達相談を実施し、子どもの特性に合わせた関わり方を伝え、子どもの成長発達を促し、保護者の負担軽減に努めます。	健康管理課
障がい児の保護者等に対する支援	障がいのある子どもを抱える保護者の不安を和らげることができるよう、庁内関係各課との連携により、必要な療育から就学までの切れ目のない相談支援に努めます。	福祉課 健康管理課 学校教育課

② 育ちの環境の充実

事業名	内容	担当課
障がい児保育の充実	保育所（園）に通園する障がい児が健全に成長できるように、障がい児保育の充実を図ります。集団保育が可能な障がい児について、社会への適応力を効果的に伸ばすため、障がいがない児童との交流を推進します。	福祉課
放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ	市内公立小学校の特別支援学級に通う障がい児について、放課後や長期休業時における一時預かりの場所を提供し、障がい児の健全育成をはじめ、保護者の負担軽減を図ります。	福祉課 学校教育課
児童福祉法に基づく障がい児福祉サービスの確保	市内及び近隣市町の事業所と連携を図り、児童福祉法に基づくサービスの提供体制の確保に努め、障がい児へ必要なサービスの提供を図ります。	福祉課



(施策3) 障がい者の雇用・就労の促進

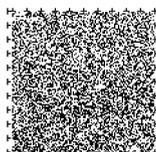
就労により自立することは、障がいのある方が地域において生活する上で根幹を成す部分であり、自らの能力と適性に応じて就労できる場があることは生きがいにもつながります。

そのため、働く意欲のある障がいのある方がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、市内及び近隣の企業等に対して障がい者雇用に対する理解と取組を広く働きかけ、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進していきます。

また、一般就労が困難な方にとっては、障がい者就労支援施設等での就労は、日中に働く場、訓練を受ける場として重要な役割を果たしていることから、身近な地域における福祉的な就労の場の充実に努めます。

① 雇用の促進

事業名	内容	担当課
障がい者雇用の啓発	ハローワーク（公共職業安定所）や障害者就業・生活支援センター（東総就業センター）等関係機関との連携のもと、市内及び近隣市町の企業に対して障がい者雇用についての理解を求めるとともに、障がいのある方の特性に合わせた職種・業務の創出と積極的な雇用を働きかけていきます。	福祉課
障がい者が働きやすい職場づくりの啓発	障がいのある方が無理なく就労できるよう、短時間勤務、フレックス制度等に対する企業・雇用主への理解の促進を図ります。また、就労先で偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、障がいのある方の職場の上司、同僚の理解を促進するための広報・啓発を行います。	福祉課

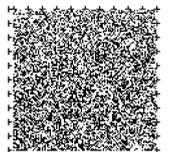


② 職業能力の開発と就労支援

事業名	内容	担当課
県立障害者高等技術専門校等との連携	障がいのある方の職業能力の開発を促進するため、県立障害者高等技術専門校等と連携を図ります。	福祉課
就労移行支援事業の推進	自立支援給付における就労移行支援サービスを実施し、一般就労が可能な障がいのある方が、できるだけ多く就職できるよう支援を図ります。	福祉課
障がい者の職業相談・就労支援	ハローワーク（公共職業安定所）、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター（東総就業センター）、特別支援学校、商工会等との連携を図りながら、障がいのある方の職業相談、雇用・就労の促進に努めます。	福祉課 産業振興課

③ 福祉的就労の場の拡充

事業名	内容	担当課
障がい者就労施設等の充実	利用実態や利用者のニーズを把握しながら、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者就労施設等の充実を図ります。	福祉課
就労施設の運営支援	一般就労が困難な障がいのある方の働く場を確保できるよう、障がいのある方に福祉的配慮がされる障がい者就労施設の運営を支援します。また、自立支援給付における就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）等のサービスの確保を図ります。	福祉課
障がい者による生産品等の優先調達の推進	障がいのある方の経済的自立を支援するため、市の物品や役務の発注については、障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めます。また、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図るため、その周知やPRに努め、消費者の理解の促進を図ります。	関係各課



施策の方向性 2 保健・医療

(施策 1) ライフステージに応じた保健事業の充実

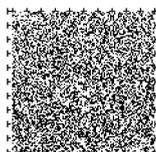
障がいの発生予防や早期発見・早期療育・早期治療のためには、定期的な健康診査の受診とともに、生活習慣の改善により、規則正しい生活習慣を身に付けることが大切です。そのため、妊娠期・乳幼児期から高齢期に至るまで、ライフステージに応じた保健事業を推進するとともに、健康診査の積極的な受診や主体的な健康管理を促進します。

① 母子保健事業等の推進

事業名	内容	担当課
妊婦・乳幼児の健康診査	妊婦の健康、胎児の健全な発育及び乳幼児の健やかな成長発達を図るため、妊婦健康診査、乳幼児健康診査の充実に努めます。	健康管理課
保健指導活動	面接や訪問の機会を通じて、障がいの早期発見のため、妊産婦や乳幼児を対象とした保健指導等の充実に努めます。	健康管理課
早期療育の推進	乳幼児健診等の結果、精密検査が必要な子どもが発見された場合には、適切な医療機関や相談機関の情報提供を図る等の支援を行います。心身の発達に心配のある子どもに対しては、関係機関の連携のもと、必要な支援につなげるとともに療育内容の充実に努めます。	福祉課 健康管理課

② 成人保健事業の推進

事業名	内容	担当課
健康診査の受診勧奨と健診事後指導	生活習慣病等の予防と早期発見・治療に向け、健康診査の受診率の向上を図るとともに、健診事後指導の一層の充実に努めます。	健康管理課
生活改善の働きかけ	各種健康相談、集団及び個別の健康教育、保健指導等により、食生活や運動への関心と生活改善の行動を促進します。さらに、保健推進委員会の活動の育成支援を図り、食生活、運動等の生活改善の働きかけを行います。	健康管理課
各種保健事業	寝たきりの原因となる脳卒中や骨粗しょう症等の発生を予防するため、成人、高齢者に対して各種健康相談を実施し、また、保健指導が必要な者へ訪問指導を行う等、健康教育、保健指導の充実に努めます。	健康管理課



(施策2) 精神保健福祉の充実

ストレス社会といわれる現代において、年代に関わらず、自らの心を健やかに保つことは重要な課題です。精神障がい予防について、心の問題に関する相談対応のほか、心の健康づくりに関する健康教育の充実を図ります。

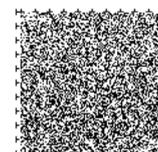
精神障がいのある方については、より身近な地域で、きめ細かく支援していく必要があることから、海匝健康福祉センター（海匝保健所）等と連携して精神障がいのある方の支援を図ります。

① 心の健康づくりの啓発と取組の推進

事業名	内容	担当課
精神障がいに関する普及啓発の推進	地域において精神障がいに対する市民の誤解や偏見が未だに存在していることから、精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	福祉課
思春期の精神保健対策の推進	幼稚園、小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒の心の問題に関して相談を行い、暴力行為、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見及び早期解決を目指します。	学校教育課
心の健康づくりの推進	心の健康や精神障がいに関する相談対応の充実を図るとともに、心の健康づくりを推進します。	福祉課

② 精神障がい者等への支援の充実

事業名	内容	担当課
精神障がい者に対する支援の充実	精神障がいのある方が地域で生活する上での不安や健康・医療に関する悩み等に対し、医療機関や海匝健康福祉センター（海匝保健所）との連携を図りながら、相談支援事業者や保健師を中心とした相談支援体制の充実に努めます。さらに、訪問指導の充実を図るとともに、精神障がいのある方が利用できる各種保健福祉サービスの充実を図ります。精神障がいのある方の社会復帰を促進するため、医療機関、海匝健康福祉センター（海匝保健所）、支援施設等との連携強化に努めます。	福祉課
精神障がい者の家族に対する支援	精神障がいのある方の家族が、精神障がいに関する学習や、相互に意見交換・情報提供を行いながら交流が図られるよう、「こころの健康のつどい」の充実を図ります。	福祉課



(施策3) 医療サービス等の充実

医療的ケアが必要な障がいのある方、高齢で障がいのある方、精神障がいのある方等が、保健・医療サービスと福祉サービスとの連携を図り、地域で暮らし続けていくための医療体制を整備していきます。

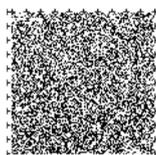
また、障がいを軽減し、障がいのある方の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしています。身近な地域で専門性の高い医療サービスやリハビリテーションが受けられるよう、各医療機関における連携の強化を図ります。

① 医療・リハビリテーションの充実

事業名	内容	担当課
医療費助成の周知と適切な給付	自立支援医療制度や重度心身障害者医療費助成制度等についての周知に努め、利用促進を図ります。	福祉課
広域連携によるリハビリテーションの体制整備	脳血管疾患や事故等の後遺症等により、心身の機能が低下している障がいのある方に対する機能訓練の提供体制の充実を図ります。症状や状況に応じたリハビリテーションが受けられるよう、近隣の医療機関や関係機関等との連携を図り、広域的な体制の整備に努めます。	福祉課 高齢者支援課
高次脳機能障がいへの対応	県内の高次脳機能障がい支援拠点機関と連携を図り、高次脳機能障がいを持つ方や家族に向けた情報提供や相談対応等の支援を行います。	福祉課

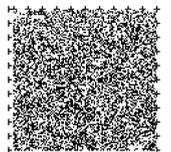
② 難病患者に対する支援の充実

事業名	内容	担当課
情報提供の推進	難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成の対象が拡大されたことを踏まえ、難病患者やその家族に対し、必要な情報の提供に努めます。	福祉課
ニーズの把握と支援の充実	市、海匠健康福祉センター（海匠保健所）の相談窓口やイベント開催時のアンケート等により、難病患者が抱える不安やニーズの把握に努めます。難病患者の生活支援のため、必要な障がい福祉サービスの利用支援や日常生活用具の給付等を行います。	福祉課
難病療養者給付金の支給	治療法が未確立で慢性の難病の治療を受けている者と介護者の経済的負担の軽減を図るため、難病療養者給付金に関する周知と適正な支給を行います。	福祉課



③ 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

事業名	内容	担当課
健康診査の実施	脳血管疾患等障がいの原因となる生活習慣病の早期発見に取り組むとともに、受診の結果、要指導・要医療と診断された方への事後指導の充実に努めます。	健康管理課



施策の方向性 3 生活環境と安全・安心

(施策 1) バリアフリー化の推進と居住環境の整備

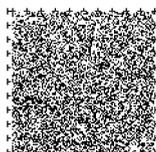
障がいのある方の自立と社会参加を支援し、誰もが安全に快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある方が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき障がいのある方に配慮したまちづくりを推進します。

① 生活環境のバリアフリー化の推進

事業名	内容	担当課
障がい者に配慮したまちづくりの推進	公共施設、公園、道路等について、アンケートやヒアリングの場での意見を踏まえながら、障がいのある方に配慮したまちづくりに努めます。	関係各課
公共施設におけるバリアフリー化	公共施設において、障がい者用トイレ、スロープ等、障がいのある方に配慮した設備のバリアフリー化を図ります。建築物の出入口の段差解消や身体障がい者用トイレの設置、障がいのある方に分かりやすい表示・案内等への改善に努めます。	関係各課
建築物のバリアフリー化	公共性・公益性の高い民間建築物の管理者等に対し、バリアフリー化に向けた整備の普及・啓発に努めます。	関係各課

② 居住環境の整備

事業名	内容	担当課
住宅改造の推進	障がいのある方が利用しやすい住宅の整備・改修を図るため、日常生活用具補助事業や生活福祉資金貸付制度、介護保険制度の住宅改修等の情報提供を図ります。	福祉課 高齢者支援課
多様な住まいの確保	障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、実際の利用状況やニーズを把握しながら、グループホーム等の施設の整備促進を図ります。	福祉課



(施策2) 移動支援と交通環境の充実

障がいのある方の移動の円滑化を図り、より生活しやすく、より社会参加しやすい環境にしていくことが、障がいのある方の生活の質（QOL）の向上につながります。

障がいのある方が安全で自由な行動ができるよう、道路整備等の交通環境の改善や移動支援の充実を図るとともに、公共交通機関及び関連施設のバリアフリー化の働きかけを行います。

① 移動支援の充実

事業名	内容	担当課
社会参加促進事業	障がいのある方の通院等のための事業を行うとともに、障がいのある方の社会参加を促進するための各種事業を実施します。	福祉課
福祉タクシー利用助成事業	重度の障がいのある方が通院等のため福祉タクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成します。	福祉課
福祉カー貸付事業	心身障がいのある方等に、車いすに対応した身体障害者等外出支援車両を貸し出し、社会参加を促進します。	福祉課

② 交通環境の整備

事業名	内容	担当課
歩道の整備、段差の解消	障がいのある方が利用しやすい歩道の整備や段差の解消に努めます。	建設課 都市整備課
交通バリアフリー化の推進	障がいのある方が公共交通機関をより自由に利用できるよう、駅やバス停等の交通関連施設や周辺の歩行空間等の改善、障がい者対応車両の導入等、バリアフリー化の取組を事業者に働きかけていきます。	関係各課
交通安全教育の推進	市民に対し、交通安全教育を推進し、交通安全の確保に努めます。	環境生活課



(施策3) 防災・防犯対策の推進

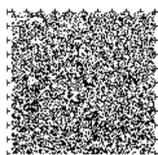
災害時には、障がいのある方は特別な支援を要することから、災害時の対応を想定した避難誘導體制の整備や避難所等における支援体制を整備することが重要です。

障がいのある方が地域で安全・安心に生活できるよう、防災訓練の実施や、自主防災組織の強化、適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制整備をはじめとした防災対策の充実を図ります。

また、障がいのある方が犯罪や消費者トラブル等の被害に遭わないように、情報提供や支援を図ります。

① 防災・災害時対応体制の充実

事業名	内容	担当課
防災知識の普及と防災意識の啓発	障がいのある方等要配慮者の災害時の安全確保に関する啓発、普及活動を行い、災害時に有効な対応ができるよう備えます。	福祉課 総務課
施設等における防災訓練	自力避難が困難な人が多く入所している福祉施設等に対して、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力の実態に応じた防災訓練の定期的な実施を支援します。	福祉課 高齢者支援課 総務課
日常生活用具の利用促進	要配慮者等に対して、防災に有用な日常生活用具の周知に努め、避難が著しく困難な障がいのある方に対し火災警報器や自動消火器設置を促進します。また、聴覚障がいのある方に対して、聴覚障がい者用文字表示機（防災行政無線）を貸与します。	福祉課 総務課
避難行動要支援者名簿の整備・更新	災害時の避難に支援が必要な人を把握するため、障がいのある方等へ名簿記載への必要性の周知に努めるとともに、地域の支援者（地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区長等）の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿の整備・更新を図ります。	福祉課 高齢者支援課 総務課
避難行動要支援者等の支援体制づくり	災害時において、個人情報に基づき避難行動要支援者を支援できるよう、消防署、警察署、民生委員・児童委員、自主防災組織等の間で情報の共有を図るとともに、近隣住民や関係機関との連携体制の構築に努めます。	福祉課 高齢者支援課
障がい者に配慮した災害情報の提供	災害時において、社会福祉施設や自力避難が困難な障がいのある方のいる家庭等に対して、情報伝達や避難等の支援を行うための体制整備を図ります。	福祉課 総務課
福祉避難所の指定推進	福祉避難所の指定を推進するとともに、要配慮者のための施設整備や備蓄品の拡充等、避難環境の整備を図ります。	福祉課 高齢者支援課

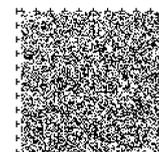


② 防犯体制の整備

事業名	内容	担当課
防犯対策の充実	広報紙等を通じて、地域の防犯意識の高揚を図ります。民生委員・児童委員等の見守り活動や防犯協会による防犯パトロール等の地域における活動を支援する等、防犯組織の育成と市民による自主的な防犯活動を促進します。	福祉課 環境生活課
消費者被害防止の啓発	障がいのある方や高齢者の消費者被害防止のため、電話による詐欺、悪質商法等についての情報提供を図るとともに、注意喚起に向けた啓発活動を行います。	福祉課 高齢者支援課 産業振興課

③ 避難行動要支援者への支援体制の整備

事業名	内容	担当課
要配慮者の避難支援対策の推進	要配慮者が安心して避難所へ避難できるよう専門的なケアが必要な要配慮者を受け入れる福祉避難所の拡大を図るとともに、開設訓練を実施する等、福祉避難所の機能を強化します。	福祉課 関係各課
避難行動要支援者名簿の活用	避難行動要支援者である障がいのある方の状況を把握し、災害時における地域での障害者支援を推進するため、地域防災計画に基づき避難行動要支援者名簿を、自主防災組織、民生委員・児童委員に提供します。併せて名簿を新規で渡す際に同封する案内の見直しを適宜行うとともに、名簿を活用した訓練を実施する等、より一層名簿の活用を促進します。 また、自主防災組織、民生委員・児童委員による避難行動要支援者の避難先、避難経路、手段等をまとめた個別支援計画の作成を推進します。	福祉課 高齢者支援課
避難行動要支援者防災行動マニュアルの作成	災害対策基本法の改正を踏まえて、災害時に支援が必要な障がいのある方に、日頃の備えや災害発生時の対処法、避難場所等を記載した「避難行動要支援者行動マニュアル」を改訂します。 消防署、警察署、民生委員・児童委員、自主防災組織といった避難支援等関係者に対し、啓発活動を行います。	福祉課 高齢者支援課



施策の方向性 4 療育・教育と文化芸術活動・スポーツ等

(施策 1) 療育・教育の充実

障がい児の療育・教育の大きな目的は、将来、社会的に自立していきいきと生活していくことができるための基礎・基本を身に付けることです。そのためには、一人ひとりの障がいの種類・程度、能力・適性等に応じた適切な療育・教育を行うことが必要です。

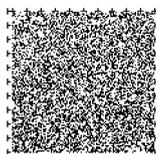
障がいの有無によって分け隔てられることなく、尊重し合う共生社会の実現に向けて、全ての子ども一人ひとりの発達程度、障がいの状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じた療育・教育や多様な学びの場の充実に努めます。

① 療育に関する支援

事業名	内容	担当課
経過記録の支援	乳幼児期から成人期に至るまで一貫して継続的な支援を行うとともに、その成育歴やケアの仕方等を記録できる「匝瑳市ライフサポートファイル『あゆみ』」の周知及び配布に努め、継続的な療育支援を図ります。	福祉課
匝瑳市マザーズホームの充実	発達障がい児が保護者と共に通所し、他の発達障がい児との交流を通して日常生活における基本動作や集団生活に適応できるよう支援するとともに、保護者が発達障がい児の成長に当たっての課題や適切な療育を正しく理解できるように相談及び助言を行う等、児童発達支援事業所「匝瑳市マザーズホーム」のさらなる充実に努めます。	福祉課

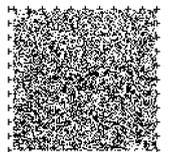
② 就学に関する相談支援

事業名	内容	担当課
就学相談支援体制の充実	小・中学校において、特別支援学校又は高等学校等との連携のもと、障がい児教育に関する情報提供や就学相談支援、生活相談、教育相談を適切に行えるよう、就学相談支援体制の一層の充実に努めます。	学校教育課
巡回相談の充実	保健師、療育コーディネーター及び特別支援学校の教員等がチームを編成して、保育所（園）、幼稚園、小・中学校を巡回訪問し、支援を必要とする子どもへの対応の仕方等についてアドバイスを行います。	福祉課 学校教育課



③ 学校教育の充実

事業名	内容	担当課
特別支援教育コーディネーターの配置	コーディネーターを複数配置し、相談対応等の校内指導体制の充実、学校内及び関係機関や保護者との連絡調整を図ります。	学校教育課
特別支援教育の充実	児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばすため、一人ひとりの障がいの状態、発達段階及び特性に応じたきめ細かな指導に努めます。障がい児の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの特性、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進します。	学校教育課
進路指導の充実	義務教育終了後の進路について、個々の障がいの程度、能力、適性等に応じて、多様な進路選択ができるよう、雇用、福祉の分野と連携をとりながら進路指導の充実に努めます。	福祉課 学校教育課
交流教育と共同学習の推進	特別支援学校に在籍する障がい児が居住する地域の保育所（園）、幼稚園、小・中学校において、交流活動を推進します。	福祉課 学校教育課



(施策2) 文化芸術・スポーツ活動等の促進

文化芸術やスポーツは、障がいのある方自身の能力を高めるばかりでなく、生活にゆとり、心に潤いをもたらしてくれます。

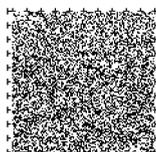
安全かつ有効に活用できる生涯学習活動の場の充実を図るとともに、スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して障がいのある方と地域とのふれあい、社会参加や生きがいつくり活動を支援します。

① 文化芸術活動の促進

事業名	内容	担当課
文化活動への参加機会の拡大	文化芸術活動に関する広報・啓発に努め、障がいのある方の各種文化活動への参加の促進を図ります。	福祉課 生涯学習課
障がい者団体等の活動支援	障がい者団体等が実施する文化芸術活動を支援します。	福祉課

② スポーツ活動の促進

事業名	内容	担当課
障がい者スポーツ大会等への参加の促進	各種障がい者スポーツ大会やレクリエーション活動等への参加を促進します。	福祉課
障がい者に配慮した施設整備の推進	気軽にスポーツ等に親しめるよう、施設・設備を工夫し、障がいのある方に配慮した施設整備に努めます。	関係各課



(施策3) 障がい者による地域活動の促進

地域活動等の社会参加を通じて得られる人とのふれあいや交流は、自分自身の価値観や考え方が変わったり、活動範囲が広がったりと、その人の生活をより豊かにしてくれます。

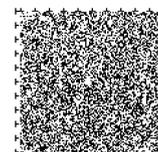
地域共生社会の実現に向けて、障がいのある方が社会の様々な分野に参加していくため、社会参加に関する情報提供に努め、ボランティア活動や市民活動を行う団体への支援を一層充実していくとともに、ボランティア活動や地域活動における障がいのある方の参加機会の拡充を図ります。

① 地域活動への参加促進

事業名	内容	担当課
障がい者団体への加入促進	障がいのある方に対して、障がい者団体に関する情報提供するとともに、加入を促進します。また、障がい者団体の育成と活動支援を図ります。	福祉課
ボランティア活動の参加促進	ボランティア活動に参加していくことは、社会参加の上で効果的であることから、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます。	環境生活課

② 地域交流の促進

事業名	内容	担当課
地域交流の場づくり	障がいの有無や年齢に関係なく利用可能な「ふれあいの場」づくりを支援し、障がいのある方の社会参加の機会を提供するとともに、市民との相互交流の促進を図ります。障がいのある方に対しては、参加意欲を喚起し、積極的な交流を促進していきます。	関係各課
行事やイベント等における配慮の促進	地域における各種行事・イベント等に、障がいのある方が積極的に参加できるよう、事業内容や運営方法の改善を働きかけます。	福祉課



施策の方向性 5 差別の解消と権利擁護

(施策 1) 市民の理解と支援の促進

障がいのある方に対する誤った認識や偏見は、障がいのある方の地域社会における社会参加を阻害する大きな要因となります。障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくっていくために、全ての市民に対して、障がいに対する理解を深めるための情報や福祉サービス等について広報・啓発するとともに、関係機関との連携等のさらなる充実を図ります。

さらに、障がいのある方もない方も共に豊かな生活を送ることができるよう、相互の交流の促進を図るとともに、地域において共に支え合う活動を促進します。

① 広報・啓発活動及び福祉教育の推進

事業名	内容	担当課
広報・啓発活動	障がいや障がいのある方に対する市民の理解と認識を深めるため、広報紙やホームページ等を活用した広報と啓発活動を推進します。さらに、各種イベントの機会を通して、障がいのある方に対する理解を深めるため、多くの市民やボランティア団体へ積極的な広報活動を行います。	福祉課
「障害者の日」等の意識啓発	「障害者の日(12月9日)」と「障害者週間(12月3日～9日)」、「障害者雇用月間(9月1日～30日)」、「発達障害啓発週間(4月2日～8日)」を広報紙等に掲載し、障がいと障がいのある方に対する市民の理解と関心を深めます。	福祉課
福祉教育の推進	小・中学校において、障がいに対する正しい理解を深めるため、総合的な学習の時間等における福祉教育を推進します。また、多くの市民の理解やボランティア意識の高揚を図るため、生涯学習の場等を利用した地域における福祉教育の充実を図ります。	福祉課 学校教育課 生涯学習課

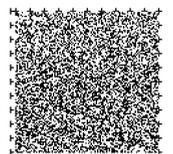


② 体験交流の促進

事業名	内容	担当課
交流の場と機会の拡充	子どもの頃から、福祉意識や人権尊重の意識の浸透を図り、「福祉の心」を育成するため、小・中学生と障がいのある方との交流体験の機会を設けます。さらに、学校教育においては、特別支援学級と普通学級との交流、また、特別支援学校と市内の小・中学校との交流の機会を拡充します。	学校教育課
交流行事・イベントの開催支援	地域社会において、障がいのある方もない方も一緒に参加できる行事やイベントの開催を支援します。	関係各課

③ ボランティア活動の促進

事業名	内容	担当課
市民活動サポートセンターの運営	市民公益活動の促進を図るための拠点施設として市民活動サポートセンターを運営し、幅広い市民のボランティア活動への積極的な参加を促進します。	環境生活課
民生委員・児童委員活動の支援	地域での福祉課題を把握し、解決へ結びつける民生委員・児童委員の活動の支援に努めます。地域における福祉活動の重要な担い手である民生委員・児童委員協議会の機能強化を図るため、各種研修や情報提供等を行います。	福祉課
活動の担い手の育成	自治会・区長会、シニアクラブ等、地域において活動主体となる団体の育成・支援に努めます。	関係各課



(施策2) 虐待防止と権利擁護の推進

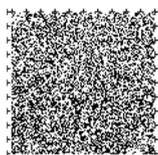
障がいのある方が個性と人格を尊重され、地域で安心して生活することは当然の権利です。障がいを理由に他者から虐げられること等が起こらないよう、虐待防止の取組を推進することはもちろん、被害が生じた場合に備えて早期発見から適切な対応までの切れ目のない支援体制の構築を図ります。

また、障がいにより判断能力が不十分な人に対しては、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護の取組を推進します。

さらに、障がいをもつことで差別され、自らの権利や活動が制約を受けたりするようなことはあってはなりません。平等で、自由に、そして安心して地域社会の中で生活できる環境づくりに取り組みます。

① 障がい者虐待の防止

事業名	内容	担当課
障がい者虐待防止の啓発と適切な対応	「障害者虐待防止法」の内容や虐待発見における市民の通報義務、市の虐待防止相談窓口である匝瑳市障害者虐待防止センターについて広く周知に努めるとともに、虐待防止の啓発を図ります。また、虐待に関する通報を受けた場合には、「障害者虐待防止法」に基づき、家庭や施設・職場等に調査・指導等の適切な対応に努めます。	福祉課
虐待防止ネットワークの構築	本市の障害者自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会、地域包括支援センター、千葉県障害者権利擁護センター、警察署、消防署、児童相談所等の関係機関との連携体制を構築し、虐待の未然防止を図ります。虐待の把握が難しいことを踏まえ、関係者による積極的な関わりを求め、本人や保護者の変化を捉え、虐待等の未然防止に努めます。	福祉課

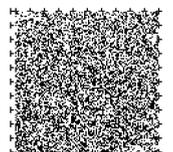


② 権利擁護の推進

事業名	内容	担当課
成年後見制度の普及と利用支援	知的障がいや精神障がい等で判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、関係機関と連携しながら、成年後見制度の普及と利用促進に努めます。地域生活支援事業の「成年後見制度利用支援事業」の充実及び利用促進を図ります。	福祉課
日常生活自立支援事業	社会福祉協議会の専門員や生活支援員等が、事業者との福祉サービスの契約や利用の援助、情報の提供、助言、利用料の支払等の日常的金銭管理の代行等の日常生活自立支援事業の周知を図り利用促進に努めます。	福祉課

③ 差別的扱いの禁止と合理的配慮

事業名	内容	担当課
障がい者差別解消への対応	市民に対して障がいのある方への差別解消の啓発を図るとともに、差別や不当な扱いを受けた障がいのある方が適切な支援が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。	福祉課 総務課
選挙における配慮	各投票所における点字投票、スロープの設置等のバリアフリー化、代理投票や郵便等による不在者投票の周知・利用支援等、障がいのある方の選挙における配慮に努めます。	総務課 (選挙管理委員会)
合理的配慮の提供等に関する啓発	地域における合理的配慮の提供や差別の解消を促進するため、市民等に対し、差別的取扱い及び合理的配慮の具体例を紹介しながら、差別解消に関する啓発等を行います。	福祉課



施策の方向性 6 情報・アクセシビリティ

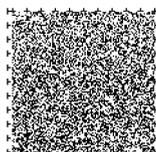
(施策 1) 情報提供と意思疎通支援の充実

障がいが原因で通信及び情報の活用が十分にできないことのないよう、また全ての障がいのある方に必要な情報がよりの確に伝わるよう、情報媒体や提供方法、体制等の充実を図ります。

障がいが原因となって、通信機器等の利用機会の格差や意思疎通の不都合をできる限り低減できるよう、情報バリアフリー化の推進や意思疎通のための支援に努めます。

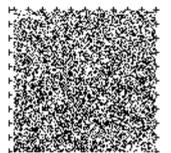
① 広報・啓発活動及び福祉教育の推進

事業名	内容	担当課
情報提供体制の充実	障がいのある方がさまざまな機会や場を通じて、各種制度や障害福祉サービス等の情報を入手できるよう、相談支援事業者や各関係機関との情報の共有化を図ります。また、市及び関係機関のホームページのウェブアクセシビリティを確保するとともに、障がいのある方やその家族がいつでも簡単に情報を得ることができるようホームページからの情報発信に努めます。	秘書課 関係各課
情報提供媒体の多様化	障がいの特性を考慮した情報提供媒体の多様化を推進します。	関係各課



② 意思疎通支援の充実

事業名	内容	担当課
聴覚障がいのある方への情報提供の充実	聴覚及び音声又は言語機能障がいのある方が、各種の手續、相談等を行う際や、研修、会議等の参加時等に、円滑にコミュニケーションが図れるよう、手話通訳者及び要約筆記者を派遣するとともに、関係機関等と連携を図りながら、情報提供を行います。	福祉課
情報提供・情報交流の促進	市の公式ホームページは、文字の拡大、文字色・背景色の切り替え、読み上げ機能の設定等のバリアフリー対応を実施し、障がいのある方に配慮した情報提供・情報交流を推進します。 各課と連携して、緊急情報・市政情報をSNSで配信し、適時適切な情報提供に努めます。	秘書課 関係各課
ヘルプカードの普及促進	障がいのある方が周囲に支援を求めやすくするための「ヘルプカード」を配布します。 「ヘルプカード」を広く地域住民に知ってもらうことにより、障がいのある方への理解を促進します。	福祉課



1 周知・広報

障害者計画の趣旨は、障がいの有無にかかわらず、全ての市民がその人らしい暮らしを送ることができる地域社会の実現を市一丸となって目指すものです。

障害者計画が市民に関かれたものとなり、障がいや障がいのある方がさらに広く理解を得られるよう、障がい者支援の趣旨や関連施策の内容について、市のホームページ、広報紙、パンフレット等を通じて速やかな周知を図ります。

2 推進体制

本市では、庁内関係各課、福祉、保健及び医療の関係者等との連携を図るとともに、全ての市民や関係機関の理解や協力を得ながら、事業の総合的な推進を図ります。

(1) 市民の理解と参画の促進

市民の障がいや障がいのある方に対する理解を広く深めるとともに、福祉活動等への参加意識の高揚を図ります。さらに、障害者計画の円滑な実施に向け、障がいのある方本人及び家族と関係機関との連携強化を図り、地域で障がいのある方を支える支援ネットワークづくりに取り組みます。

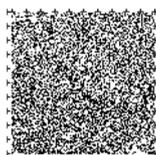
(2) 庁内関係各課との連携

庁内関係各課との調整等、事業を円滑に推進するため、障がい者施策について全庁的な対応を図るとともに、福祉課との連携をさらに強化し、施策の推進にあたります。

(3) 関係機関との連携強化

障がい者福祉施策の中には、専門的あるいは技術的に高度なことから、市単独で行うことが困難な事業も多いため、広域的連携の調整、国や県等の関係機関との連携を強化します。

また、障がいのある方等の「親亡き後」に備え、障がいのある方等やその家族の緊急事態に対応するため、関係機関と連携し地域生活支援拠点等の整備を図ります。



3 進行管理

(1) 施策・事業の点検と改善

福祉課が中心となり、障害者自立支援協議会をはじめ各種団体・関係機関及び庁内関係各課等と連携して施策・事業の実施状況を点検するとともに、事業の内容や実施方法等について改善に努めます。

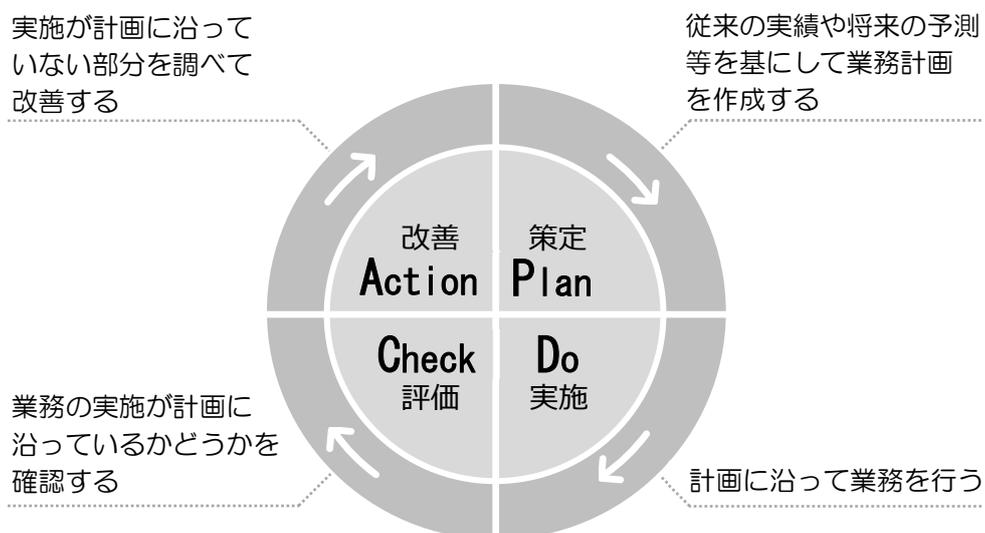
また、改善策の具現化に向けては、必要に応じて障害者自立支援協議会や関係機関との間で協議を行います。

(2) 計画の評価と見直し

障害者計画は、令和4年度を初年度とする5か年の計画であることから、最終年度である令和8年度には、障がい者関係団体との意見交換や調査等を通じた施策・事業の有効性についての検証・見直し作業を行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

なお、5年間の計画期間中に、本市や障がいのある方を取り巻く社会経済環境の変化が、障がいのある方のニーズ等に影響を与え、障がい福祉をめぐる行政需要も大きく変わる等の事態が発生した場合には、効果的に障がい者福祉行政を推進するため、国や県の動向を見極めながら、必要に応じて中間での見直しを行うものとします。

PDCAサイクルのイメージ



資料編

1 サービス見込み量総括表

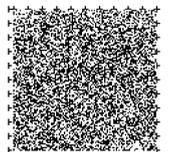
第6期匝瑳市障害福祉計画第2期匝瑳市障害児福祉計画における見込み量は次のとおりです。

(1) 自立支援給付

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	居宅介護	延時間/月	1,050	1,080	1,110
		実人/月	70	72	74
	重度訪問介護	延時間/月	250	250	250
		実人/月	2	2	2
	同行援護	延時間/月	90	90	100
		実人/月	9	9	10
	行動援護	延時間/月	14	14	24
		実人/月	1	1	2
	重度障害者等包括支援	延時間/月	248	248	248
		実人/月	1	1	1
	短期入所（福祉型）	延人日/月	198	207	216
		実人/月	22	23	24
	短期入所（医療型）	延人日/月	30	30	30
		実人/月	4	4	4
生活介護	延人日/月	2,310	2,373	2,436	
	実人/月	110	113	116	
療養介護	延人日/月	248	279	310	
	実人/月	8	9	10	
施設入所支援	実人/月	54	53	53	

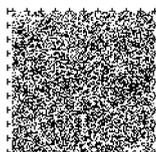


サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	延人日／月	23	23	23
		実人／月	1	1	1
	自立訓練（生活訓練）	延人日／月	45	45	60
		実人／月	3	3	4
	宿泊型自立訓練	延人日／月	31	31	31
		実人／月	1	1	1
	就労移行支援	延人日／月	152	171	190
		実人／月	8	9	10
	就労継続支援（A型）	延人日／月	60	60	60
		実人／月	3	3	3
	就労継続支援（B型）	延人日／月	784	812	840
		実人／月	56	58	60
	就労定着支援	実人／月	5	6	7
	共同生活援助	実人／月	32	34	36
自立生活援助	実人／月	2	2	3	
障害児通所支援	児童発達支援センター 設置事業	設置箇所	0	1	1
	児童発達支援	延人日／月	215	220	225
		実人／月	43	44	45
	医療型児童発達支援	延人日／月	10	10	10
		実人／月	1	1	1
	放課後等デイサービス	延人日／月	975	1,001	1,040
		実人／月	75	77	80
	保育所等訪問支援	延人日／月	30	33	36
実人／月		20	22	24	
居宅訪問型児童発達支援	延人日／月	5	5	5	
	実人／月	1	1	1	
相談支援	計画相談支援	実人／月	65	66	67
	障害児相談支援	実人／月	37	40	43
	地域移行支援	実人／月	1	2	3
	地域定着支援	実人／月	1	2	3



(2) 地域生活支援事業

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援	障害者相談支援事業	実施箇所	2か所	2か所	2か所
	地域自立支援協議会	実施箇所	1か所	1か所	1か所
	相談支援機能強化事業	実施箇所	2か所	2か所	2か所
成年後見制度利用支援事業		実人数	2人	2人	3人
意思疎通支援事業	手話通訳	延人数	7人	7人	7人
	要約筆記	延人数	1人	1人	1人
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	給付延件数	7件	7件	7件
	自立生活支援用具	給付延件数	7件	7件	7件
	在宅療養等支援用具	給付延件数	5件	5件	5件
	情報・意思疎通支援用具	給付延件数	6件	6件	6件
	排泄管理支援用具	給付延件数	1,146件	1,215件	1,288件
	住宅改修費	給付延件数	3件	3件	3件
移動支援事業		実施箇所	10か所	10か所	11か所
		実利用人数	37人	38人	39人
		利用時間数	3,680時間	3,750時間	3,800時間
手話奉仕員養成研修事業		実利用人数	4人	4人	4人
地域活動支援センター事業	Ⅰ型	実施箇所	1か所	1か所	1か所
		実利用人数	5人	5人	5人
	Ⅱ型	実施箇所	2か所	2か所	2か所
		実利用人数	42人	43人	44人
	Ⅲ型	実施箇所	0か所	0か所	0か所
		実利用人数	0人	0人	0人
日中一時支援事業		実施箇所	28か所	28か所	29か所
		実利用人数	32人	33人	34人
		利用日数	682日	703日	724日
訪問入浴サービス事業		実施箇所	1か所	1か所	1か所
		実利用人数	5人	5人	5人
知的障害者職親委託制度		実施箇所	1か所	1か所	1か所
		実利用人数	1人	1人	1人
障害者自動車運転免許取得助成事業		実利用人数	1人	1人	1人
身体障害者用自動車改造費助成事業		実利用人数	2人	2人	2人



2 用語解説

あ行

一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

NPO

Non Profit Organization の略で、行政・企業とは別に社会的活動を行う非営利の民間組織のこと。平成 10 年にこれに法人格を与えて活動を支援するための「特定非営利活動促進法」が成立した。

か行

グループホーム（共同生活援助）

障がいのある方が、数人で共同生活を行う住居（アパート、マンション、一戸建て等）のこと。同居又は近隣に居住している世話人が、食事の援助、掃除、洗濯等の日常生活関連動作の支援や相談等の日常生活上の援助を行う。入浴、排泄、食事の介護等は利用者のニーズに応じて提供されるが、その提供形態によって、生活支援員（介護スタッフ）が配置されている「介護サービス包括型」と、外部委託により介護を提供する「外部サービス利用型」に分かれている。

障害者総合支援法の改正により、平成 26 年 4 月から共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されている。

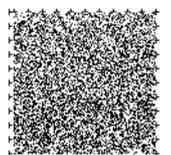
QOL

Quality of Life の略で、直訳すると「生活の質」であり、人間らしく、満足して、幸せに生活しているかを評価する概念。

さ行

手話通訳者

手話通訳者とは、手話通訳技能認定試験に合格し登録を受けた者（手話通訳士）、県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者のことをいう。



小児慢性特定疾病

治療が長期間にわたり医療費も高額となる16種の疾患群（令和元年7月現在）。これらについて「小児慢性特定疾病治療研究事業」を行い、研究の推進と治療の確立・普及を図り、併せて医療費の給付により患者家庭の負担を軽減している。

自立支援協議会

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして導入された仕組みで、市町村が設置する地域自立支援協議会と都道府県が設置する都道府県自立支援協議会がある。地域自立支援協議会は、中核的役割として相談支援事業の中立・公平性確保及び相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、協議の場として設置されるもので、具体的には困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議等を行う。都道府県自立支援協議会は、地域自立支援協議会との連携のもと、地域における相談支援体制の支援や全県的な相談支援体制づくりのための協議等を行う。

身体障害者手帳

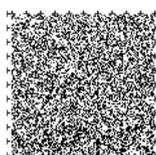
身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい ②聴覚又は平衡機能の障がい ③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい ④肢体不自由 ⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級までの等級が記載される。

精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人の選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、これらの人を不利益から守る。



た行

地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づき実施されている地域生活支援事業の一つで、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じて市町村ごとに柔軟に実施できる事業。

な行

難病

難病とは、難病法において、発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたる療養が必要なこととなるものと定義されている。令和元年7月1日現在、361 疾病が障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象とされている。また、難病のうち、患者数が一定の人数に達しておらず、客観的な診断基準(又はそれに準ずるもの)が成立しているものは指定難病とし、333 疾病が医療費助成の対象とされている。

日常生活用具

重度の障がいのある方等の日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用の点字タイプライター、電磁調理器や聴覚障がい者用の通信装置、情報受信装置、肢体不自由者用の特殊寝台、入浴補助用具等がある。

は行

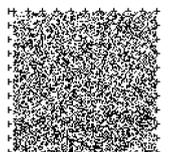
ハローワーク

厚生労働省設置法第 23 条に基づき設置される公共職業安定所。国民に安定した雇用機会を確保することを目的とし国が設置する行政機関である。

避難行動要支援者

要配慮者(84 ページ参照)のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難する事が困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方を指し、具体的には生活基盤が居宅にある方で以下のような方を範囲とする。

- ・70 歳以上のひとり暮らし高齢者、75 歳以上の高齢者のみの世帯員に属する方
- ・要介護認定1～5の方
- ・身体障害者手帳1 級及び2 級を有する方のうち、視覚障がい、聴覚障がい又は肢体機能障がいの方
- ・療育手帳を有する方のうち、障がいの程度がAの方



- ・精神障害者保健福祉手帳を有する者のうち、障がいの程度が1級の方
- ・地域の中において支援の必要性が認められる方
- ・その他特別な事情で避難支援を希望する方

補装具

身体障がい者（児）の失われた身体機能を補完または代替し、日常生活等の能率の向上を図るための用具。視覚障がい者用の盲人安全つえ・義眼、聴覚障がい者用の補聴器、肢体不自由者用の車いす・義手・義足等がある。

や行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、多くの方が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすること。その対象は、ハード（施設や製品等）からソフト（教育や文化、サービス等）に至るまで多岐にわたる。

要配慮者

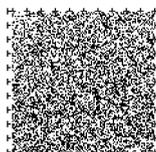
発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活等の各段階において特に配慮を要する方を指し、以下の方を対象とする。

- ・高齢者
- ・障がい者（児）
- ・乳幼児
- ・児童及び妊産婦
- ・高齢者
- ・外国人

ら行

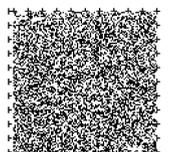
リハビリテーション

障がいのある方等に対し機能訓練と社会生活への復帰を目指して行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的等の諸領域に分けられる。障がいのある方の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、障がいのある方のライフステージの全ての段階においての全人間的な復権に寄与し、障がいのある方の自立と社会参加を目指すものとして、障害者福祉の基本的理念となっている。



療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障がい」と判定された者に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度により千葉県では6段階に区分している。



第3次匠瑳市障害者計画

発行：令和4年3月

編集：匠瑳市役所 福祉課

住所：〒289-2198 匠瑳市八日市場ハ 793 番地 2

TEL : 0479-73-0096

FAX : 0479-72-1116

